

資料

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (三)

——一八七二年九月より一八七二年一月までの記録——

岩村等

凡例

資料 (1)~(10)〔以上第一五号〕

(11)~(24)〔以上第一六号〕

(25)~(42)〔以上本号〕

(25) H・W・ハガート対J・H・ウィグナル

No. 46 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年二月二〇日

59

J・J・エンスリー様の前で

H・W・ハガート(Hagart)

対

J・H・ウィグナル

元利あわせて八一ドル二六セン

トの請求

請求を認諾するかとの問いに、被告は否と答えた。

原告の委任によりO・ヘアハウゼン (Herhausen) が出廷

し、正式に宣誓して証言した。先月の二〇日に、被告は、ポー

ト、スナップ (Snapp) 号に対する抵当証書を破棄するために

二〇二五ドル一九セントを支払うことを約束した。金札による

料

支払が申し出られて、一〇〇ドルにつき三六三パーセントの名目上の為替レートでこの申出は受諾され、被告は交換上の損失に対して責任を負うことになった。そこでハート(Hart)氏とともに、原告は金札を売りに行ったけれども、一〇〇ドルにつき三六六パーセントの為替レートしか交換できなかった。この

資

ことを被告に知らせたところ、被告は、金札売買の保証を約束した。しかし、被告はこの約束を履行しえず、二二日にはこの点について連絡をうけ、為替レートがますます好ましくない方向にいつていることに気づいたのである。全く連絡がなかったので、私は中国人の経営する銀行に赴いたところ、そこで被告を発見した。そして三七八パーセントの為替レートで二〇五二ドル一七セントを受け取った。これは、被告がその日いくつかの他の金員を支払った際の為替レートである。被告は再度損失分の支払を約束したが、いまだに履行していない。そのとき、私は、被告が自分に責任があると説明するまで金札の受領に異議を唱えた。被告が為替レートは三六二パーセントになると言明したので、我々は、三六三パーセントの為替レートで金を受け取った。もっとよい値で金札が売れるならば、我々の被告に対する信用は重大な変化を受けると約束した。

ハート氏は自ら、被告が署名すべき保証書を作成した。だが

この件については、マイルズ氏が、我々は被告の名譽に信頼を置くことができるかと断言したので、当該文書への署名に我々は固執しなかったのである。

このあと、いくつかの銀行へ出向いたところ、ある行は三六六パーセントを提示し、もうひとつは三六七パーセントを提示した。遅すぎるとは思ったのであるが、我々は、この翌日売却すると約束していたウィグナル氏にこのことを連絡したのである。

次の日ウィグナル氏には会えなかったため、損害はウィグナル氏の負担で私が翌日に売却するという旨の手紙をウィグナル氏に認めたのである。銀行へ行ったところ、被告は、私が三七八パーセントの為替レートで売却することを容認し、その際の差額を私の事務所へ送付することを約束した。被告が姿を見せなかったため、私は、交換の差額が持参人に手渡されるように要求する旨の手紙を彼に認めたのである。

その後被告には会わなかったし、彼からは使っても全くなかった。二七日に街頭で被告に出会ったけれども、そのとき被告は、再度金額を提示するように依頼した。翌日手紙を書いて金を支払うように要請した。何の返答もなかった。そこで私は、訴を法廷に提起しなければならなかったのである。ウィグナル

氏は、オリエンタル銀行が為替レートは三六二パーセントであると、彼に言ったと述べた。しかし、為替レートは変化すると、私は一人のプローカーとして為替レートが一日の間に、三パーセントあるいはそれ以上に変動するということを証明することができる。

私はクロンビー (Crombie) 氏からの手紙を提出する (文書 A)。

原告に対して。私は、あなたに会いに戻ってきたから売ることができなかった。

署名 O・ヘアウゼン

S・W・ハートは正式に宣誓して証言した。あなたがウィグナル氏から若干の金を受け取った先月二〇日に、私はあなたと

一緒だった。我々は、為替レート上の差額に関連して被告が署名するように、私が保証書を作成した。ガワー (Gower) 氏に對して与えられた為替レートが正しく、為替交換に伴ういかなる差額も償われるであろうというその文書は、被告の簿記係の出現によって破棄された。このことは、当時および後になってウィグナル氏によって確認された。領事館を退出してからすぐあとで、我々は、中国人の両替商のところへ行って、そこで与えられた為替レートが妥当でないことがわかった。我々は即

座に領事館に戻り、ウィグナル氏に会った。そして、ウィグナル氏は、明朝自ら金札の交換を行い、金額をドルで支払うことに合意したのである。被告が我々双方に為替交換の際のいかなる損失も償うと約束したときには、私はその場に居合わせた。中国人による為替レートは三六八パーセントであったと、私は思う。

被告に対して。我々は、被告との間で、被告が自ら金札を交換するということをはっきりと了解したので、金札を交換しなかったし、ただちに金札を交換することを我々はやらなかったのである。

署名 S・W・ハート

J・H・ウィグナルは正式に宣誓して証言した。私は、金札交換が遅すぎると言いながら、出たり戻ったりしている原告に、金を支払った。私は、「よろしい。朝会いましょう」と言ったのである。翌日午後五時ごろ、私は原告に会った。そのとき、原告は、「私は三七八パーセントしか受け取れない」と言ったけれども、私は、「あなたは三七九パーセントで受け取ることができる」と言った。金札は、最初の日に三六六パーセントか三六七パーセントで交換されたはずであって、このレートを私は与えようと望んでいた。

料

資

原告に対して。為替レイトが三六二パーセントであると言明した私の根拠は、マイルズ氏がオリエンタル銀行へ行ってその為替レイトを持ち帰ってきたという事実である。私は、為替レイトが三七七パーセントであったと思う。

署名 J・H・ウィグナル

事実認定

証拠は、金札の支払が一〇〇ドルにつき三六三パーセントの為替レイトで同意されたことを示すに至った。原告は代理人をたてて、被告によって与えられた為替レイトが妥当でないと思見するや、あきらかに時を移さず被告と連絡をとった。本件におけるあらゆる行動、およびより個別的には交換に影響を及ぼした責任は、被告が認めた被告の言説によっていた。被告側の撤回の遅延により、原告は長期にわたり為替取引を設定し遂行することを余儀なくされた。中国人から受け取ったところの原告によって与えられた為替レイトの正確さの誤りを立証するものは何もない。

判決

それゆえ、法廷は、被告が条件つきで支払が了承されたとき、の為替レイトと中国人の両替商から得られた為替レイトの間にある差額と、関連する金員とをあわせて、最初の支払日より、

当該差額につき一ヶ月につき一パーセントの割合で利息を原告に支払うべしと判決する。訴訟費用は被告の負担とする。

訴訟費用 三ドル

署名 ジェームズ・J・エンズリー

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(20) G・ナッハティガール商会対J・マクルレイス

No 50 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一月二八日

J・J・エンズリー様の前で

G・ナッハティガール(Nachigau) 商会 勘定残高六四ドル六

対 J・マクルレイス(McIlwraith) 六セント

被告は、請求を認諾するかとの問いに、認諾すると答えた。

判決

原告を支持し、訴訟費用は被告の負担とする。金員は、一八七二年一月一日に支払われるべし。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

女王陛下の副領事にして領事代理
兵庫大阪英国領事館の印

(27) アー・チョウ対H・ネザーソウル

No 8 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年一月一日

J・J・エンズリー様の前で

アー・チョウ (Ah Chow)

対

H・ネザーソウル (Nethersole)

三五ドルの賃金支払

請求を認諾せず。

アー・チョウは真実を話すべく警告された。三〇ドルは二
月分の賃金であつて、三五ドルは一月分の賃金である。私は
炭酸水製造のために雇用された。契約書が作成された。賃金支
払を何度も請求したが、一貫して拒否され続けた。

H・ネザーソウルは正式に宣誓して証言した。訴を提起して
いる人物は、四ヶ月間に、二日のみ、製造に従事したのであ
る。

(64)

市助、被告のコック。原告は昼間は欠勤しており、日本曆八
月以來ずっとそうである。炭酸水の製造がとまっているから来
ないのである。一〇日前に原告はやってきて炭酸水を作った。
原告は必要に応じて呼び出され、その場合にはいつもやってく
る。

判決

職務怠慢は立証されなかつた。被告を非とし、訴訟費用は被
告の負担とする。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

兵庫大阪英国領事館の印

(28) 女王対フレデリック・ハワード、ジョン・ラ・

ヒューケット、ウィリアム・ジョンソン

No 1 刑事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年一月二日

ジェームズ・J・エンズリー様の前で

R・F・C・クリーム (Cream) 様

G・ルイス (Lewis) 様

補佐人

(65)

対

家宅侵入罪と

窃盗罪

資

フレデリック・ハワード (Frederick Howard)
ジョン・ラ・ヒューケット (John le Huquet)
ウィリアム・ジョンソン (William Johnson)

起訴状朗読の後、囚人たちは一人ずつ有罪の答弁をするかどうかと尋ねられた。

ジョン・ラ・ヒューケットは返答した。家宅侵入について、私は有罪であるが、窃盗は無罪である。

フレデリック・ハワードは返答した。家宅侵入および面白半分で品物を運び去った点については、私は有罪である。

ウィリアム・ジョンソンは返答した。私は家宅侵入については有罪であるが、窃盗については無罪である。

ベンジャミン・ローリング (Benjamin Loring) —— 居留地警

察官——は正式に宣誓して証言した。昨夜午後七時(一八七二年一月九日)ごろ、ゲッティンガー (Göttinger) 氏が駐在所にやってくる。バブ、プリンス・オブ・ウエールズ (Prince of Wales) が押し込みにあっていると私に報告した。そこで、私は、当該バブが私の管轄外にあるのでそこへ出かけることはできないと話しながらゲッティンガー氏と一緒に歩いている間

に、フレデリック・ハワードが駐在所の近くの小路を通りぬけるのを見た。その際、彼が持っていたものについて述べることはできないが、上部が白と黒である何かを見たのである。私は少々疑念を抱いたので家へ帰って円形ランタンをとり、ナッハティガール牛乳店の裏を調べて、台所用品を発見した(提出済)。そこでブリタニア (Britannia) 号に赴き、フレデリック・ハワードを強盗罪の容疑で逮捕したのである。私と私の同僚に対し、フレデリック・ハワードは、強盗を行ったものの一人であると自白したのである。彼は今あなたの前にいる他の二人についても自白した(ジョン・ラ・ヒューケットとウィリアム・ジョンソン)。また、彼は、もう一人のプロドリック (Brodrick) についても白状した。私は、このプロドリックがアメリカ人であると思っている。

囚人たちは本証人の反対尋問を辞退した。

裁判所による尋問。囚人であるハワードが腕に何かを抱えて道を走るのを見たので、何か悪事があるという疑念を抱いた。彼は私の方へ走ってきた。ハワードが私に気づいたかどうかは知らない。私がハワードを見てみると、ハワードは最初は早足で歩いていたが、それから走り始めた。彼が物を落したのを見なかった。ハワードを逮捕したときには、ハワードは、ブリタ

ニア号の火鉢に腰かけていた。私は、ウイリアムに対し「ウイリアム、私はお前をプリンス・オブ・ウェールズへの家宅侵入の罪で逮捕する」と言つて、ウイリアムを逮捕した。ウイリアムは「わかりました」と答えたのである。私がウイリアムに私の逮捕の決意を示したときに、彼は興奮しなかった。私は、彼が酒を持っていたと思う。彼は酒のために少々ひどかったという意味である。外観するところ、彼は自分が何者であり、夜の間に何をしたかということに気づいていたにちがいない。囚人の自白は、事件の翌朝、牢屋の扉の前で行われた。逮捕後私は彼とは言葉をかわさなかった。翌朝、彼は、自分が何をやったのか知らないし、帰るべき家を持たないと言明した。その夜他の二人には会わなかったのである。逮捕令状にもとづいて逮捕した際にはじめて他の二人を見た。他の二人はブリタニア号にいた。私は、他の二人にプリンス・オブ・ウェールズへの家宅侵入の容疑で逮捕すると告げた。彼らは「行きましよう」と答えたのである。私は、彼らを午後二時まで駐在所に留置し、それから警察署へ連行した。私は、彼らと話をしたかったのであるが、彼らは、日本の牢に連行するのかと私に尋ねた。しかもそれは彼らの愚かな策略であった。

署名 B・ローリング

チャールズ・トンプソン (Charles Thompson) —— 居留地警察官——は正式に宣誓して証言した。昨夜午後七時一〇分ごろ、非番ではあったが、私は、押し込み強盗が沢山いるのになぜ戸締りしないのかと私に尋ねるB・ローリングによって、呼び起こされたのである。私は理由を尋ねた。B・ローリングは、私に一五分前に何人かの船員がプリンス・オブ・ウェールズに押し込み、沢山の品物を盗んだと告げた。私は、これらの記録を持っているが、それは鉄やかん七個、小型コーヒー湯わかし四個、洗面盥二個、ナイフ一六本、大型肉切包丁一本、砂糖皿一枚、ランプ二個、正餐用の服一着、多量の雑貨類、レモネード一ダース半、ならびに炭酸水であった。他に何か発見しなかったかとローリング氏に聞いたところ、彼は、捜したけれども全く発見できなかったと私に言った。それまでに、私はその方向で何かを発見していたから、ローリング氏にランプをとつてきてもう一度捜査したほうがよいと言った。二分後にフライパンその他を持って帰ってきた。それらは今法廷に提出されている。それから、ローリングとスミス (Smith) は、コーン (Corn) のところへ行き、ハワードを引き取り拘留した。ハワードに物を盗んだかと尋問したところ、「はい」と答えたのである。私には確信があったので、ハワードに現場に四、五人い

料 たことを言ったほうがよいと言った。そこで、ハワードは、こ

こに出廷している他の二人の名前と、ブロードリックという名前の人物について私に話したのである。ハワードは、彼らが全員裏庭でレモネードを飲んだけれども、談合の結果、別々の方向へ行くということになったので、他の者が何か別の物を盗んだかどうかについては知らない、私に言った。

資

裏庭で飲まれたレモネードのびんを探しに行ったところ、誰一人そこには発見しえなかった。裏庭へはいり込むために、彼らは、日本人の家屋を通り抜けたのである。そこに、一人の日本人の女性が住んでいた。私は、彼女にプリンス・オブ・ウェールズに侵入した男たちについて何か知っているかと尋ねた。彼女は、知っていると言った。私は、彼女に、本日一〇時に彼女が見たことを陳述するために来るように依頼した。彼女は行きましようと言った。その女性は法廷の外にいる。

囚人たちは、この証人に質問することを辞退した。
法廷による尋問。翌朝、私は、ハワードを尋問したときに、彼は自白した。私は、当該家屋が侵入されてから一五分後にハワードを見たのである。これは彼が逮捕される前のことである。そのときには、私は、盗みが行われたことについては知らなかった。彼は、兵庫の方へ向かって、非常に素早く行き過ぎ

つつあった。そのとき、私は、ハワードに話しかけなかった。次にハワードを見たのは、拘留中の駐在所の扉の前であった。そのとき彼には話しかけなかった。駐在所では、ハワードについて特別変わったことは全く見かけなかった。彼が酔っていたかどうかについては気づかなかった。彼は、全く分別をもってローリングに話しかけていた。私がハワードを尋問したときには、彼は銅製やかんを盗んだと述べた。ハワードは、他の二人の囚人が彼と一緒に前述のバブにはいったと言った。

署名 C・トンブソン

キタヤ シンジロウの妻(サト)。私は、盗みがあった家の裏に住んでおり、この二軒の間には柵がある。盗みのあった夕方、私は、物音が聞こえたので外へ出てみると、腕に皿を抱えた二人の外国人を見た。通り道ではないので、私は、彼らに通過してはいけなと言った。彼らは誓いでもって答えた。彼らは、私の隣の家を通り抜けた。その際、戸を破って開き、床を通り越えたのである。私は、物音を聞いて、様子を見るために行ったが、そのときにこれらのことを見たのである。このあと私は家へ戻った。そのとき大きな音を見たので、再び私は外へ出ると、幾人かの外国人が通過するのを見た。そのとき、隣の女性が、このようなやり方で彼女の家を外国人が通り抜けたの

はきわめて恥辱であると言いつつ泣きながら、私の家へ駆け込んできた。そこで私は、外国人の隣人のところへ行ってこのことを知らせた。彼は、私には理解できない何事かを言った。暗かったから、私は、当該外国人たちの顔は見えなかった。

囚人たちは、この証人に対する反対尋問を辞退した。

(X) 彼女のX印

金太郎の妻(徳)。問題の夕方、私は子供と家にいた。突然戸が開けられて、二人の外国人が私の床の上に殺到してきて、反対方向へ出ていった。あまりにも驚いたので彼らの顔は見えない。その後のことについては、私は何も知らない。

囚人たちは、この証人の反対尋問を辞退した。

(X) 徳のX印

ライザー・ゲッティンガー——オーストリア人——は正式に宣誓して証言した。プリンス・オブ・ウェールズは、マリー・グリーン (Marie Green) の所有する店である。九日には、彼女は横浜に行っていた。前日、彼女は、私が店の中の物をすべて管理するように言って、私に委任状を与えた。午後五時、彼女は汽船で出て行った。物品を世話する時間がなかったので、私は、ブリタニア号のルイス (Louis) という男を派遣した。マリー・グリーンは、蒸気船上に、囚人のラ・ヒューケットと一

緒に行った。五時半に、ルイスという男がプリンス・オブ・ウェールズの鍵を二つ持ってきて、次のように言った。「ゲッティンガーさんここに鍵を持参しました。家には鍵をかけておきました。」午後六時に、私は、夜警役の一人の日本人を叱りつけた。私は、バブの中にはいって、リストののっているすべての品物がそこにあることを確かめて、バブの表と裏の鍵をかけた。午後七時に、マーメルスタイン (Marmelstein) の仲間が私のところへやってきて、「ゲッティンガーさん、プリンス・オブ・ウェールズに明りが見えますが、一階と二階に誰がいるのですか」と私に聞いた。調べるために、私は急いで行き、明りのついている二階を見た。私は、表の扉を開いた。人が走り降りて、裏から出ていくのを見た。私は、照明を求めるためにマーメルスタインの隣の家へ行った。私は、柵を破って裏庭を走りぬける三人か四人の人間を見た。私は、ランプの明りでラ・ヒューケットを見た。また私は、ブリタニア号で生活しているもう一人も見た。彼は黒いあごひげをしている。彼に会えば、私は、もう一人もわかるであろう。さらに他の人間を見ただけでも、暗くて識別することはできなかった。庭から戻ってくると、裏の扉が破壊されて開いているのがわかった。私は、ベン (Ben) 氏とともに、警察に報告に行った。家の方へ歩い

料 っていく間に、四人のハワードが沢山のやかんを持っているのを見た。私は、やかんをベン氏に示して、これらは、彼らがプリンス・オブ・ウェールズから盗んだものであると言った。品物の捜査が実施されたけれども、発見されなかった。リストをもとに、私は、紛失したものを明らかにした。私がマーメルスターイン氏の仲間ならびにベン氏と一緒にいると、隣家の二人の日本人の女性が出てきて、証人席のすぐうしろにいる数人の外国人がいるので来てほしいと、私に頼んだ。

署名 ライザー・ゲッティンガー

囚人たちは、この証人の反対尋問を辞退した。

ここで、午後二時まで休廷となった。

ルイス・ハンセン (Louis Hansen)——ドイツ臣民——は正式に宣誓して証言した。ゲッティンガー氏の指示により、私はプリンス・オブ・ウェールズを閉めて、ゲッティンガー氏に鍵を渡した。私は、マリイ・グリーンンの品物の荷造りを手伝ったし、郵便船の中で彼女に会った。

囚人たちは、この証人の反対尋問を辞退した。

法廷に対して。私は、コーン夫人の共同経営者である。ラ・ヒューケットとハワードは、品物の荷造りで私を手伝った。グリーン夫人は、我々が品物を荷造りしたときにそばにいた。船

上でグリーン夫人に会う前に、私は、パブに鍵をかけた。私は、ラ・ヒューケットならびにグリーン夫人とともに船上へ行った。私は、囚人のラ・ヒューケットとともにそこを離れて戻ってきた。上陸してから、我々は、一緒に家へ帰った。暗くなるまでに我々は家に着いた。そのあと、私は、病気のコーン夫人のところへ行った。そう長くはいなかった。それから、何度も私は行つた。私が去るときに、管理のためにウィリアムズ (Williams'、ハイノー (Heino) 号の二等航海士) を残した。ウィリアムズにはあごひげがある。コーン夫人のところへはじめて行くために、留守をしたときに、私のかたわらのバーに三人の人間がいた。この三人のうちの一人がラ・ヒューケットであつて、彼は本を読んでいた。七時ごろに、ハワードはやってきて、後に拘留された。グリーン夫人は、私に酒を飲ませてくれていた。私は酒を控えていたのであるが、他の二人は、酒に対して性質が悪かった。ラ・ヒューケットは非常に悪いということではなく、我々が戻るまでには回復していた。ハワードは、完全に酔いつぶれていた。ハワードは、たばこ酒を持って、私をパブの扉に置き去りにした。帰ってみると、私は、ブリタニア号の中でたばこの箱を見つけた。私は彼を発見しなかった。我々は、古いポットワインとジンのデカンターを四つか五

つ、グリーン夫人からとった。私が戻ってから一時間してから
 ハワードも戻ってきた。逮捕されるまでに、彼は一〇分とは家
 にいなかった。彼が帰ってきたときに、私は話しかけたけれど
 も、彼はしらふではなかった。

署名 ルイス・ハンセン

ジョン・ウィリアムズ——英国臣民であつて、コーン夫人宅
 に下宿をしている——は、正式に宣誓して証言した。現在、私
 は、コーン夫人のところを下宿している。ハンセンが不在の間
 に、私は、ブリタニア号の管理を任されていた。三人の囚人の
 うちの二人は、コーンのところを下宿している(ラ・ヒューケ
 ットとジョンソン)。その夜七時ごろ、二人の下宿人は、約一
 五分から二〇分の間外にいた。その夜、私は、いつものところ
 でハワードに会った。七時か八時の間にやつてきて、暖炉のそ
 ばで暖まっていた。私は、彼に話しかけたとは思わなければい
 けぬ、彼は、他の人間と話していた。彼らは、少し酒を飲んでい
 たようだが、会話を行える程度のものであったようである。もう
 一人の下宿人のプロドリックとともに、他の二人の囚人はお
 り、ルイスと私自身は、そこにいた。二人の下宿人が外にいた
 間、ハワードは、我々の家になかった。三人の囚人は、各々
 ばらばらに下宿に帰った。私は、耳が聞こえにくいので、会話

を聞くことはできなかった。警察官がやつてきてハワードを逮
 捕するのを見るまでは、私は、すべてが終了したとは決して思
 わなかった。

囚人たちは、この証人の反対尋問を辞退した。

署名 ジョン・ウィリアムズ

これで訴追遂行を終了する。

予審におけるハワードの証言が朗読されてから、さらに陳述
 すべきことあるいは追加証言があるかと問われて、ハワードは
 「いいえ」と答えた。

ジョン・ラ・ヒューケットは抗弁を加えた。日本人の証人
 は、家の中を通り抜けたのが、最初は二人、それから四人のヨ
 ーロッパ人であったと陳述しているから、我々の前に他の者が
 いたにちがいない。私は、何も盗まなかった。

ウィリアム・ジョンソン。私は、当該家屋にはいったことを
 後悔している。そのとき、私は酒を飲んでしたが、何も盗んで
 いない。私は、家屋に侵入したのではない。私が中へはいった
 ときには、すでに家は破られ侵入されていたようであった。

ここで休廷となり、一時間釈放ののち、囚人たちは、この一
 六日の火曜日午後二時まで再拘留されることになった。

一八七二年一月一六日 火曜日

警察官、B・ローリング。裁判所の命令により、私は、この一二日の金曜日にブリタニア号を捜査した。その際、我々は、ブロードリック所有の施錠された箱以外に全く何も発見しなかった。私は、同僚のC・トンブソンに、ブロードリックの箱がイギリス領事館に持って行かれてから、ブロードリックが来てそれを開くまでは領事館に留置されねばならないと言われた。ゲッティンガー氏と私と領事は、プリンス・オブ・ウェールズに行った。ゲッティンガー氏が扉を開き、裏口の錠のとし金がはずされ、裏道への逃口が作られているのを、私は見つけた。それから、我々は、ブリタニア号に戻り、私は、C・トンブソンが船首の船員部屋で一枚の厚板を発見するのを見た。不審に思っこの厚板をひっぱがすと、一枚の大皿、七枚の皿、一枚の野菜ボウル、銅製のお茶用のやかん一つ、八本のナイフと一本のフォーク、錫製のナイフとドミノ一組を発見した。これらはすべてハンカチーフで縛り上げられていた。これらを駐在所に運んだが、現在、法廷に提出されている。

警察官、C・トンブソン。先週の金曜日の夕方、私は駐在所の戸口に立っていた。私は、ローリング氏とエンスリー氏が通り過ぎるのを見た。私は、行って私の同僚であるローリングに何をしに行くのかと尋ねた。ローリングは、私にブリタニア号

の捜査令状を持っていると答えた。エンスリー氏は、私に対して、ローリングが家宅捜査中、戸口を監視するようにと言った。しばらくしてから、B・ローリングは、外へ出てきて何も発見できなかったと言った。そこで、エンスリー氏は、ローリングに侵入された家の方へ回るように依頼した。私は、船員たちの寢床の背後にはいり込んだ。私は、前記の厚板をあげて、当法廷にある皿、ナイフ、その他の品々を発見した。床の下にさらに何かがあるかを調べるために、私は、マッチ箱をとったが何もなかった。ブリタニア号から離れてすぐにエンスリー氏に会ったので、私は、彼に、盗まれた物のいくつかを発見したと言った。そして、エンスリー氏に、品物が発見されたところを見にきてくれと要請した。我々は、階段を上がって全体を捜索したけれどもそれ以上何も発見しえなかった。

署名 C・トンブソン

ライザー・ゲッティンガーが再喚問された。金曜日にエンスリー氏とともにブリタニア号に行った。そこで捜査したけれども何も発見できなかった。この後、我々は、ローリング氏とともにプリンス・オブ・ウェールズに行き、徹底的に調べた。戻ってくると、我々は、雑貨を包んだハンカチーフを持ったトンブソン氏に出会ったのである。トンブソン氏は、エンスリー氏

に、ブリタニア号でいくつかの品物を発見したと言った。我々はブリタニア号に出かけて、私は、今、法廷にある多くの皿や、やかんを見たのである。領事が私にこれらの物がプリン(70)ス・オブ・ウェールズのものであるかと尋ねたので、私は、そうですと答えた。同じ型のもがあることを示すために、私は、一枚の皿を持っていった。トンブソンは、ハンカチーフをほどいたが、私は多くのナイフとドミノを見た。領事が、ハンカチーフの持主のコーンの仲間であるルイス氏に質問したけれども、ルイス氏は知らないと言った。その際、トンブソンは、よくこのハンカチーフを見かけたから、それがプロドリックのものであると断言しうると答えたのである。

署名 ライザー・ゲッティンガー

囚人たちは、さらに陳述すべきことはないかと質問されたが、ないと答えた。囚人たちは、各自がめいめいに返答した。フレデリック・ハワード、ジョン・ラ・ヒューケットおよびウィリアム・ジョンソン。あなたたちは、九日の夕方七時ごろ、住居および居酒屋への侵入ならびに一定の動産の取得、窃盗、持ち運びの罪により当法廷に出廷している。あなたたちは、各自個別に前述の時間に当該家屋にいたことを認めたのであり、これらの家屋が施錠ないしは他の方法によって嚴重に戸

締りされていたことを証明すべき断定的な証拠があるので、強制以外の手段では一定の施錠されているところにはいることは許されえなかつた。これらの錠のうちの一つが強制的に除去されたことを立証する証拠が存在する。フレデリック・ハワード、あなたは、盗まれた財産を持っているところを発見された。

判 決

それゆえ法廷は、フレデリック・ハワードに暦日四ヶ月の重労働つきの禁固刑を、ジョン・ラ・ヒューケットとウィリアム・ジョンソンには暦日三ヶ月の重労働つき禁固刑を、申し渡すものである。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

女王陛下下の領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

我々は同意する。

署名 G・ルイス

署名 R・F・C・クリーム

補佐人

裁可された。

署名 エイブル・J・C・ガワー

(29) ジェームズ・ハーディ対マーク・ボイセイ (一)

料 一八七二年のNo. 1とNo. 52

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年一月二十五日

資 J・J・エンズリー様の前で

C・A・ハイマン

ジェオ・グレイ (Geo Gray)

補佐人

交互訴訟

ジェームズ・ハーディ (James Hardie)

原告および被上訴人

対

マーク・ボイセイ (Mark Voysey)

被告および上訴人

フッカー (Fucker) はJ・ハーディの代理人である。訴状

第二項は七〇〇ドルに言及している。被告が、この七〇〇ドルが共同経営の資本のうちの彼の持ち分についての原告による残高であると陳述しているように、この件については、ハーディ氏は、被告の立場にある。

原告は、三、〇〇〇ドルの支払を条件として共同経営に参加した。一二月一〇日に、原告は、二、三〇〇ドルを支払った(領収書は提出されている。文書A)。この金額は認められていな

(79)

いようである。

J・H・ハーディは正式に宣誓して証言した。私は、二、三〇〇ドルの領収書を持っており、この金額を支払ったことを証明する証人をもっている。私が会社に負債を持っているようであるが、共同経営者として認められたときに、私は、四、〇〇〇ドルを支払ったので、それは真実ではない。私にはこの金を支払ったことを証明する用意がある。

どのような状況のもとで、ドモニ (Domoney) 商会の商品目録が作成されたのであろうか。私は、反対申立書に添付された商品目録については何も知らないし、右申立書が私に手交されたときにはじめて私はそれを見たのである。一二月二一日にクラッチレイ氏は、譲渡があった旨の文書を、私に手渡した。譲渡があったということを領事館において知らされる以前には、私は、それについて何一つ知らなかった。

阿波からの船積みに関しては、私は、ドモニ商会に一五頭の豚、二〇樽のビール、四輪馬車一台を送った。到着した際に、私は、これらの商品を船積みしたけれども、台風で失ってしまったと、被告に知らせた。その際、被告は、品物が失われたが、助けられなかったのは可哀想であったと、一言述べた。

被告による反対尋問。一八七〇年一二月一七日に、テイリー (79)

(Talk) に豚一頭につき三〇ドルを支払った。これは、あなたの勘定書に記入されているが、どこにあるのか。これは長崎で購入された。二頭の豚はいずれかで購入されたものである。一七日付のすべての品物は長崎で購入された。一八七〇年一月二七日付の品物については、蒸気ランチの運送料が五〇ドルであって、保険料が一八ドルである。私が共同経営者になってから、蒸気ランチを購入した。この購入は一二月中に行われた。蒸気ランチの購入を、私が共同経営者になる前に計画していたかどうかについては言うことができない。ボイド (Boyd) 氏は、私の保証為替を持っていたが、彼が蒸気ランチの支払金について一、〇〇〇ドル減額しようとしていたかどうかはわからない。一二月より前に、私は、これを彼に与えたにちがいない。私は、横浜のエメラルド (Emerald) 号の船長からエール二〇樽を買った。私は、そのころ、ボイセイ氏が経営を切り回していたと思っている。彼は、我々の共同経営を通じて経営を切り回していたのである。彼は、私に、エールを注文するように依頼したことはない。彼は四輪馬車を注文しなかった。品物は、台風の最中に原住民のボートの中にあつて失われたのである。その後、そのボートは、原形をとどめないほどに完全に破壊された。防潮堤が崩壊して、神戸から約五〇マイルのところまで

ートは破壊したのである。

汽缶のチューブ。共同経営以前には、これらは私の所有物であった。共同経営の財産として帳簿に現われるチューブは、もう一つ別の一組である。私は、これらを横浜で購入したのである。私は、これらのチューブが共同経営以来、横浜のキャロル (Carroll) から購入され、私が日本人に売却したという意味のことを言っているのである。現金で約二五〇ドルという好利益を得た。これらの取引は、共同経営の項目に含まれる。私は、チューブを購入せよというボイセイ氏の指示文書を持っている (本文書は提出済。文書B)。私は、購入の指示が含まれていると考えている (共同経営証書第六条参照)。五二五ドルの記載は、別の時間になされた購入である。地図、道具その他は会社用として購入された。私は、日本人に工学技術を教えに行つたので、これらの地図を買わねばならなかった。私は、七ヶ月分の賃金(二、一〇〇ドル)でこれらを購入し、会社は利益を得たのである。地図等の道具の金額は二、一〇〇ドルであつて、利益は約八〇〇ドルであつた。汽缶のチューブはこの勘定には現われない。(返答を得ることができないので、法廷は、訴訟が提起されていると決定した。)

(ドモニイ商会は、J・ハーディと取引がある。)

二、五〇〇ドルは、私によって支払われたものとしてこの勘定書に記入された。それは間違っているかも知れない。一八七〇年一月一七日に、私は長崎へ出かけた。ちょうど豚ブームがあったので、日付をよく覚えてゐる。私は、担保についてアダムズ (Adams) に会いに行かねばならなかった。私は、主に、豚の問題で行ったのであって、その結果、その他のことについて自然の成行きで関心を持ったのである (文書は提出済)。私は手書き文書によってこのことを認める (文書C)。

三一日午前一〇時まで延期となった。

(30) J・W・ハート対E・C・カービー商会

№9民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年一月三〇日

女王陛下の領事A・J・C・ガワー様の前で

J・W・ハート

対

E・C・カービー (Kirby) 商会 求める申立

(仲裁中)

E・C・カービー商会の代理人であるE・H・ハンター

一八七一年一月九日の仲裁
裁定について裁判所の決定を

(61)

(Hunter) は、原告の申立に対する彼の答弁の内容にさらに加えて言うべきことはないかと尋ねられた。

(E・C・カービー商会の答弁は法廷で読み上げられた。)

J・W・ハートは正式に宣誓して証言した。私は、訴訟が再開されることに抗議する。裁判所を激しく攻撃しようとの望みからそうするのではなくて、私は、私の理由について説明したのである。私が、仲裁人が取引関係のない領事か銀行家であるべきだと示唆した際に、このことは受諾され、現在の選択はハンター氏によってなされた。我々は、相互に、仲裁を最終的かつ拘束力のあるものとするに合意したのである (仲裁契約のいくつかの条項が朗読された)。それゆえ、私は、この訴訟が再開されていることに積極的に抗議するものである。

答弁に関連して。第一節。私は、ここで作られた仮定が、署名された記録に鑑みると道理にあわないと言わねばならない。カービー商会には、いかなる記録も、言及されている申立書の写しも要求する権利がないのであって、この部分 (第四項) は正しくない。一方の当事者に提出されることなく、あらゆる事柄が仲裁人に提起されねばならないということが、あらかじめ明記された。仲裁中に、両当事者出席のもとで、同じことが朗読された。カービー商会もまた、その写しを私の方で受け取っ

ていないという陳述を提出した。カービー商会の便宜のために頻繁になされた延期は、彼らに、彼らの要求するあらゆる証拠を付け加えるに十分な時間を与えた。カービー商会には十分な時間がなかったことを擁護するために提出されうるいかなる理由も、私には理解しがたいのである。

署名 J・W・ハート

E・H・ハンターは正式に宣誓して証言した。この件については、私は、裁定が仲裁契約の内容を超えているという第一項について言わねばならない。仲裁契約の内容を超過する部分は利益であって、仲裁人を通じて私に送付されてきたハートの手紙では、利益についての言及は全くなかった。申立あるいは原告に言及した記録の写しを私がもったことはないのである。私は、どのような文書による陳述もなすことが許されたことはないが、口頭での意見表明はできたのである。私は、それによって仲裁人が彼の権限を超越したところの共同経営による利益への関心を拒否する。私は、仲裁人に我々との間の議論をすべて提示したが、利益問題は、決して議論の対象ではなかったのである。議論は収支計算に限定されていたのである。

E・C・カービー商会を代表して

署名 E・H・ハンター

仲裁人である副領事兼領事代理のエンズリー氏は、カービー商会とJ・W・ハートによって争われている収支計算について提起された訴訟について、宣誓の上、以下のように証言した。

この件について陳述することは困難な問題ではあるが、主として注意を要する点は、共同経営の問題であると思われる。今、ハンター氏が認めようとしている共同経営のこの問題は、ハンター氏によって、仲裁手続の全体を通じて継続的に無視され、一、二の場合には、きわめてはっきりと拒否されたのである。一〇月一三日の調査の間に、ハート氏に対する答弁において、ハンター氏は、「私は、あなたが生じた損失の一定部分を引き受けさせられるかどうかについて知らない。もっぱら、契約は、カービー商会のために作成された」と述べた。同じ日に、再び、「私は、あなたが使用人として損失の半分を負担することになるかどうかは知らない」と言ったのである。一方、共同経営の事実が現実存在したという点について、私は、仲裁の間にハート氏によって提出され、ハンター氏によって正しいと認められた二つの文書の写しに言及する。最初の文書は、蒸気船の取引による利益と損失の危険とは平等に分割されるということを提案した、ハート氏よりハンター氏あての文書であ

料

資

る。二つ目の文書は、最初の文書に対するハンター氏の受諾の回答である。問題の蒸気船の取引の収支計算は、この取引の貸方記入として巨額の金が存在し、この取引が継続した一年半以上にわたり、この項のもとで可能な限り請求される支払よりもはるかに多くの金を、常にカービー商会がもつていたことを示している。証拠は、ハート氏が様々の場合にあれこれの仕事の勘定において前金の申込をなし、また融通手形の延期あるいは引受のいずれかをなしたことを示している。一八七一年五月九日付のハンター氏からハート氏あての文書を参照せよ。ハンター氏は、「今この瞬間、私は金に困っている」と言っている。私は、これらの事実を見て、共同取引に属していた金がカービー商会により他の目的に使用されたという結論に到達したのである。このことは、ハート氏が当然の権利を有するとみなされた金の受取の遅延を引き起こし、この代償として、疑いなく、この遅延はカービー商会にかなりの利益をもたらしたのである。利益に関する限り、遅延があつて、それがカービー商会に利益をもたらしたということを共同経営の問題として扱うべきではないと、私は考えている。これが共同経営問題について私のおつた見解に関して要求されると思われる説明の追加のすべである。差引勘定と異議申立のあつた諸点については、私

は、私が裁定に根拠を与えた証拠書類その他の文書を提出する用意がある。金銭的事柄については、私は、ハンター氏からハート氏あての手紙に注意するように法廷に依頼したい。その文面は、「親愛なるハート氏。不在の間は、私は、そのままにして、一定の金額が支払われるけれども同じく一部支払の結果となる買弁の為替をあなたに送るスチーブンス (Stevens) 氏とともに云々」。

七月五日付のハンター氏からハート氏へのもう一通の手紙は、「親愛なるハート氏。スチーブンス氏は書いている云々。彼は、私に、一〇日間の一覽払手形で一五、〇〇〇メキシコドルの為替をあなたに与えたと言っている。私は、これに対する用意をしなかつたし、彼が資金不足であることを恐れる。それゆえ、支払期限が到来したときにはどうか更新して云々」という内容である。八月一日に、ハート氏は、一二五八ドル五二セントをカービー商会に要求した。この指示は拒否されたけれども、これについてカービー商会は、ハート氏がカービー商会の許可と権限とのいずれをも持っていなかつたと主張している。これらの繰り返される遅滞に直面して、単に、私は、蒸気船の当座勘定が五、二一九ドル一八セントの貸方残高を示していると言明した。私は、文書による陳述を許されなかつたとす

るハンター氏の陳述を、訂正しなければならぬ。反対に、私は、ハンター氏にハンター氏の手紙が本件の裁定に到達するための私の作業を大いに進めることになったので、文書による陳述を私に送付するようしはば依頼したのである。このことは、仲裁手続が完了しようとする前に行われた。しかしながら、私は、最初の調査の最後の方で、ハンター氏が文書による陳述の送付の希望を表明し、ハート氏が拒否したことを、覚えていない。しかし、これがどのような具体的な陳述であったかは覚えていない。また、私は、それを提出するための許可を求められたかどうかについては記憶がないのである。いくつかの言及がこの件に関連して提出されるそれ以外の証拠についてなされた。それゆえ、仲裁が二ヶ月以上にわたり、当事者のいずれかの損失ということにこの件が解消してしまうということに、注意を向けていただきたい。カービー商会による二九日付の答弁において、私の裁定について異議が申し立てられているので、関税と為替に関するカービー商会の証拠が仲裁手続中に提出されねばならなかったと、述べることをお許し願いたい。一方、この件に関する私の判断は、この地域において商業に従事している様々な人々から集められた意見を基礎としている。これらの問題について、私は、一月一〇日付と二月二日付

の私の手紙において十分に言及した。ハート氏が訴状を読み上げたときに、この訴状の送達を受けていなかったのではあるが、びっくりしたカービー商会について、私に簡単に説明させてほしい。各々の項目に商品と金額とを含んでいる、ハート氏によって書かれた、請求についての簡単な陳述がカービー商会に手渡された。これらは、筆記された陳述を基礎づけている。言及された訴状は、ハート氏の請求する詳細な陳述であるというよりは、むしろ実際には彼の証言の一部であったのである。勿論、これは、仲裁人にもみ属していたのであって、仲裁人にも手渡されるまでに、カービー商会がこの陳述の内容を知っているということは、正当化されるものではない。

ハンター氏による尋問。カービー商会とハート氏の間で船の共同経営についての問題は、私に提出されているが、あなたの手紙により判断するところ、私は、あなたが共同経営者であるとはっきり判定しなければならない。審問におけるあなたの返答によって判断するならば、私は、あなたが共同経営者ではないと判定すべきである。裁定において、私は、ハート氏が利益を折半する権利を持っているとは言わなかった。私は、この問題を考慮に入れなかった。裁定に基礎づけられていると言われる勘定書のすべてを、私は見なかったし、正当と認めたと

けでもない。利益の問題は、提起され議論された。

ハート氏による尋問。吟味中、蒸気船の収支計算の問題は、相当長く議論された。ハート氏が蒸気船取引の利益の半分を持つていると信ずるカービー商会によって提出された当座勘定書の記載事項に、私が注意を向けたという記憶はない。しかし、問題の勘定書は、仲裁手続中に提出されたものの一つであった。ハート氏は、この勘定書が考慮に入れられることに異議を唱えなかった。

仲裁が継続されていた二ヶ月の間に、会合が二、三度あって、そこでは、両当事者は、自ら私に提出した問題について十分議論し、相互に反対尋問する機会を十分持つていたのである。さらに、カービー商会の都合にあわせて、日程を延期したことも幾度かあったのである。最初の異議は裁定付与の直後に提起されたが、その際、私は、はつきり以下のように言明したのである。吟味中十分時間が与えられ、そうして裁定が与えられたのであるから、それに対する異議を容認することはできない。けれども、私の出席のもと、両当事者が領事館に参集し、生じうる困難を解決するために、裁定に関する問題について議論するように依頼する用意が私にはある。さらにまた、私は、このことについて協力したい、と。我々はそのようにしたので

あるが、その際、ハンター氏は、彼が裁定の一部修正を希望していることを私に伝える手紙を提出した。また、彼は、上訴の権利を留保する旨を付け加えた。その際、そういう条件のもとでは、会合には参加できないし、すでにこの問題が落着いたものと考えねばならないと、私は、ハンター氏に伝えたのである。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

J・W・ハート氏とE・C・カービー商会との間で問題となつている件においてJ・J・エンズリー氏が仲裁人として与えた裁定が裁判所の命令とみなされるべきであるというハート氏によってなされた申立の件と、なぜ同一のことがこの問題に関連する口頭による証拠とともに認められるべきでないかを示すために後者によって与えられた説明において、当事者双方がまちがった考えのもとにあることは明白である。

カービー商会は、上訴せずに仲裁人の最終決定を遵守するという契約を全く理解していないように思われ、裁判所の意見では勘定書の一部を構成し、現状では承認され支持されねばならない決定の覆しを正当化しえない利益の問題の決定に際し、彼が権限を超越したことを立証しようと願っているけれども、現在、当事者双方ともに、「この裁定のための計算がすべて両当

「事者によって作成され、承認のために提出されねばならない」という裁定の最終命令に依じていないので、裁定は有効であるけれども、裁判所がこれを裁判所命令とみなすことはできない。

それゆえ、当事者の一方によって提出された勘定書が他方によって異議を唱えられたのであれば、この勘定書は、仲裁人の最終決定に委ねられることが必要であり、さらにこの仲裁人の最終決定は、もとの仲裁付託の合意に従って、拘束力のあるものとして、上訴することなく両当事者によって受諾されねばならない。

署名 エイブル・J・C・ガワー

判事

(31) J・ハーディ対M・ボイセイ(一)

No 51とNo 52民事(78頁)

兵庫 一八七二年一月三十一日

J・ハーディ対M・ボイセイ

J・ハーディ(尋問継続中)

(フィンカー(Finker)氏の申立にもつき、クラッチレイ氏は、商会の帳簿類が事務所自由に検査できるようになって

いると陳述した。)

被告に対して。(文書D。フィンカー氏によって修正された取支計算書が提出された。)(六月一八日付の記載——一〇〇〇個のチューブ。五〇〇ドル——に関して) 私は、アルビオン号(Albion)号の主任機関士からこれらのチューブを受け取った。それ以来、私は、彼と連絡を取り合ってきた。七月ごろ、二五ドルの勘定の支払をした。それから一〇〇ポンドをイギリスに送金し、そこから支払金を差し引くようにした。このことは彼の要請によるものであった(文書E)。これらのチューブは、ハーディ商会の倉庫にあるチューブと同一である。これらのチューブの売り出し依頼のため、ボイセイ氏あてに横浜から手紙を書いた。限度額は現金で四五〇ドルであった。一八七〇年一二月以前には、これらは、私が持っていた。ボイセイ氏は、これらのチューブがすでに売れてしまったと私に言ったけれども、ボイセイ氏がこういう趣旨の手紙を書いたかどうかについては記憶がない「ハーディ氏からボイセイ氏あてのランチとチューブとについての手紙(文書F)。私は、これらのチューブがウィグナル氏に売却されたと知らされた。そのあと、ウィグナル氏が金を持っていなかったから、私は、チューブの一部をウィグナル氏から取り上げたのである。ウィグナル氏は

料 私と話を付けていなかったのである。ウィグナル氏は、ドモニイ商会に約束手形を与えた。約六六個のチューブを取り戻した。これが、一〇〇個のチューブの三分の二に該当するものであるかどうかについては、私は知らない（ウィグナル氏の約束手形は提出済。文書G）。約束手形が与えられたときに、私は神戸にいなかった。全体の中で、二〇樽についての領収書を切り裂いた。あるとき、二〇樽を購入し、一〇樽を引き渡した。

これは五月か六月のことであった。フリッピン号の船内では使用されなかった。神戸へ送付するために購入したのである。船が神戸に直行しなかったため、荷物保護のため、私はずっと付添っていたのである。これが遅延の理由である。私の共同経営者から、神戸に市場が存在しているというのを聞いた。神戸の市場で売却するために、江戸で一五頭の豚を購入し、神戸へ持って行った。私の乗船は阿波に直行したので、それから

は、神戸まで豚をはしけで送ったのである。阿波行ききの荷物は取り出しておいた。一人の日本人から買ったインドゴムは一二五であった。三ヶ月前に、これはスコット商会へ送ったが、ある船長がほしだったのでそうしたのである。インドゴムは一枚、一三ドルで売れたと思う。この代金は私が受け取った。インドゴムは私の所有物であるから私が預かりたいと、ドモニイ

氏に頼んだ覚えはない。自家用ならびに販売用として阿波へ、ビールとその他の商品を送るように、共同経営者に連絡した。私は、はしけに積み込んだビール、豚、その他の荷物の領収書を受け取った（提出済。文書H。また、ハーディからポイセイへの手紙。文書I）。急いでいたので、私は、先に荷物を送ったのである（文書Iは四月に書かれた）。

（文書Jは、蒸気ランチがハーディ氏の所有物であることを示すためのものである。）

文書KとL。同前。

文書Mは、境界通りの家についてのものであって、彼は利益の半分を得たいと陳述した。

文書Nは蒸気船関係。

文書O。荷物についての追伸を見よ。

私は、ドモニイ氏あての家の譲渡に関する文書について知らない。一二月の半ばごろに、ドモニイ氏は、二、〇〇〇ドルの小切手を切った。一二月二〇日ごろに、私は、はじめて共同経営の帳簿を見たのである。すなわち、日曜日の朝、この帳簿を取りに、店から給仕を行かせたのである。ポイセイの家へ回って、私は、帳簿がどこにあるかと彼に尋ねた。そのあと、私は帳簿を取り寄せたのである。私は、これらの帳簿を領事館に持

っていつてから、送り返した。それ以後も、私は、一、二度、帳簿を取り寄せたのである。私の計算上省略したものがあつとは全く思っていない。いくつかの皿カバーを取つたけれども、これは日本人の友人からもらつたのである。訴を提起した際に、私は、共同経営上どれぐらい金が所持されていたか知らない。共同経営上いくらの金があつたかを知らずに、あなたは、なぜ私が司法救助を求めるようになったかを説明しうるか。質問に対する答弁はなかつた。スコット商会に対しビールを日本人の友人に渡すように指示したけれども、金は一切受け取っていない。この指示は一二月に出された。最初に私が小切手を受け取つたと思う。そのとき、私は、金を持っていなかった。しつばばドモニイ商会に対して指示を与えた。私と共同経営者との紛争は、前から始まつていたのである。

二月六日まで延期となつた。

(九四頁参照)

(32) J・W・ハート対J・H・ウィグナル

No 44

女王陛下下の裁判所

兵庫 一八七二年二月二日

(90)

J・W・ハート
対
J・H・ウィグナル
請求
利息をあわせて一四三ドル八四セントの

J・J・エンスリー様の前で

J・W・ハートは正式に宣誓して証言した。ウィグナル氏は、この件に関して虚偽の供述を行った。

簡単な話し合いの結果、原告と被告の双方は、以下のように裁判所に申し立てた。

すなわち、法廷は、本件においてすでに提出済の記録——すなわち訴答——により、現在の訴訟に判決を下している。本件訴訟は、H・W・ハート対J・H・ウィグナルの件と全く類似しているもので、今回の件についても同様のことが考えられるであろう。

署名 J・H・ウィグナル

署名 J・W・ハート

(五九頁参照)

本件は、一八七一年一月二〇日に審理された被告に対するH・W・ハート氏の提訴になる件と正確に類似しているもので、原告および被告の要請により、当法廷は、H・W・ハート対J・H・ウィグナルの訴訟(六二頁参照)と同一の事実認

料 定をなし、判決を下すものである。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

判事

資 訴訟費用は四ドル五〇セント

(33) T・ウォルシニ商会対J・H・ウィグナル

No.10民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月二日

T・ウォルシニ(Walsh)商会

対

J・H・ウィグナル

九〇ドル五〇セントの勘定残高

請求は認諾された。現在は支払うことができない。W・ジョンソンを通じて、原告は、待つ意思のあることを表明した。

訴訟費用は被告の負担とする。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

女王陛下の副領事兼領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(34) G・ナッハティール商会対J・H・ウィグナル

ル

No.11民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月二日

G・ナッハティール商会

対

J・H・ウィグナル

三二ドル七〇セントの勘定残高

被告は、請求の一部を認諾し、一五ドルを差し出した。

G・ナッハティールは正式に宣誓して証言した。ウィグナル氏は、私に一五ドルを差し出したが、私は、引取りを拒否した。一八七〇年七月二〇日かその前後に、ウィグナル氏は、沖仲仕二人の手配を依頼してきて、彼らを使用し、作業場へ送るためにはしけを一艘注文した。沖仲仕はその日の夕方、はしけは翌日、戻ってきたのである。私は、このはしけの使用料を一日五ドル、沖仲仕の雇賃を一人につき二ドル四〇セントの勘定として借方に記入した。この請求書を七月三日かその前後に提出した。ウィグナル氏は、支払を約束しながら、いまだ履行しないままである。八月一四日に、ウィグナル氏は、バッハテル・グロウス(Wachtele's Groos)商会の代理人であるアラン

(Allan)氏から購入した石炭を積み込むために、東部区域に一六日に派遣される予定のはしけ二艘と沖仲仕四〇人を発注した。

その日の正午、私がアラン氏に会ったときに、彼は、合意された割引代金をウィグナル氏が支払っていないことを理由として、石炭の引渡しを拒否したのである。その後、ウィグナル氏にアラン氏の言ったことを伝えたところ、ウィグナル氏は、「よろしい。彼と話をつけよう」と言ったのである。同時に、翌日再度はしけと沖仲仕を派遣するように頼んだ。次の日も、アラン氏は石炭を引き渡さなかったので、はしけと沖仲仕は夕方戻ってきた。我々の通常の値段では二五ドル三〇セントになるはしけと沖仲仕の雇賃は、ウィグナル氏の借方としたのである。一八七一年一二月にこの請求書が提示されたときに、ウィグナル氏は、なお請求書を計算してから、支払に同意したのである。彼は、八九ドル三〇セントの買弁に対するいくつつかの他の勘定についても、支払うことに同意したのである。

被告に対して、はしけは半日分ではなかった。私は、訴が法廷に提起されるまでに支払がなされるのであれば、二〇ドルを受け取ろうと言ったのである。そこで、彼は、私に一五ドルを提示したのである。

J・H・ウィグナルは正式に宣誓して証言した。私は二〇ド

ルを支払いたいのである。はしけは派遣されたけれども使用されなかったのである。

原告に対して。私は、それらを翌日派遣するように依頼した日の正午以前に、あなたに会ったと思う。その日、私は、もうそれらには必要ないとあなたに言った。私は、勘定の支払に同意したとは考えていない。

法廷に対して。私は、原告の事務所ではしけを依頼した。一日前であったと思う。ミルン・ケネリー (Milne Kennelly) 商會を通じて購入される石炭のために、私は、はしけを発注したのである。私は、いまだに石炭を手に入れていない。ナッハテイーガル氏が私に通知をよこしたときに、私は、石炭を入手することが不可能であることを発見したのである。一二時ごろ、私は彼に会った。私は、その日はもうはしけを使用することは無駄であると言った。次の日、私は、はしけを発注した。その日、私は、ナッハテイーガル氏に会って、はしけを派遣することとはもはや不必要であると言ったのだと思う。正確な時刻は覚えていない。最初の日の正午ごろ、私は、ナッハテイーガル氏の店の前で彼と会った。その場に誰かが居合わせたかどうかは知らない。私は、その日二度目に彼に会ったということについては記憶にない。

火曜日午前九時三〇分まで延期された。

示談によって解決された本件訴訟は、被告の訴訟費用負担でもって却下された。

署名 ジェームズ・J・エンズリー
兵庫大阪英国領事館の印

(85) J・ハーディ対M・ボイセイ(三)

№51と№52民事(八七頁参照)

兵庫 一八七二年二月六日

J・ハーディ

対

M・ボイセイ

交互訴訟

J・ハーディ(尋問継続中)

被告に対して。文書Hの署名者は政五郎である。私は、政五郎が阿波の人であると思っている。どこかで彼に会ったかも知れない。彼は、フィリップノ号の船内の客仲間として私と一緒に行ったわけではない。彼は、私が神戸送りの商品を与えた船頭である。私は、日本人に贈り物として送られた馬車については何も知らなかった。鹿児島で、私は、一人の紳士にビール一樽を売却した。私は、阿波へ行ったときに、フィリップノ号の

船内でビール二〇樽を取得した。私は、提出された元の計算書にいくつかの書き落しがあったことを認める。記帳された細目(一〇月一日)を忘れた。そのとき、私は、共同経営者に私が経費を支出したことについては伝えた。そのときいくら使ったか記憶していないのであって、一月の共同経営の解消により、私の勘定書を計算する際のこれを覚えていただけである。

一〇月一日に賃貸借契約締結のために支払われた現金は、五〇ドルであった(文書A)。岩瀬は、その不動産の所有者である。彼が金を希望したので、私は与えた。私は、この賃貸借契約のための五〇ドルをドモニ商会から受け取らなかった。

一〇月二〇日の大工に支払われた現金は三五ドルである(領収書提出済。文書R)。この支払のために、私はどのような金員も受け取らなかった。

一二月二一日に、私は、境界通りの土地から私が出ていき、この土地が彼の個人財産であると説明する旨のボイセイ氏からの手紙を受け取った。立ちのきを私は拒否したし、裁判所によって命令されるまで出て行くつもりはないのである。土地上に多くの財産があるから、私は行くつもりはない。これは一切の財産を意味している。商會に多額の金員を所有しているので、私は、出て行くつもりがないのである(提出済の手紙——文書

S——は、それが共同経営の不可欠の属性であるゆえに、立ちのきを拒絶している)。望むならば、私は、半分の権利を主張しえようと言われた。家は提携以後に建築されたものである。

そこには古い倉庫が一つあった。いずれにしても、土地はポイセイ氏の所有であった。私は、私が請求権を有するであろうとの申立において、クラッチレイ氏の助言により、その家が商売用のものではなかったと考えている。私は、倉庫が侵入にあって開けられているのを見たとし、聞きもした。私は、私の命令によって私の番頭が今はスコット商会にあるチューブを倉庫から持ち出したと信じている。チューブは、倉庫が押し入れられて開けられる前に持ち出されたのである。強盗事件のあった夜、私は、チューブを決して持ち出さなかったと断言する。倉庫から持ち出された一樽の牛肉について、私は何も知らない(提出された手紙(ハーディよりドモニイあて)は、彼が移転について同意していないことを伝えている。日付は一月二〇日付である。文書T)。

ドモニイよりハーディあての手紙(文書U)。

ポイセイに支払われた二、三〇〇ドル(一八七〇年二月一日)。私は、これを一括して支払った。提携する前、そう一日に、私は、ポイセイ氏に金を預けたことはない。領収書(文

書A)は、一八七一年一月一〇日に、私に与えられなかった。それ(領収書)が現在の引き裂かれた状態にあったとは思わない。

ポイセイに対する、ハーディからの二、〇〇〇ドルの領収書(文書V)。一八七〇年二月、あるいはそれ以前に、私は、提携のための金は全く持っていないが、上海にはいくらか持っていると言ったことを記憶している。そのときから一〇日の間に、私は、大阪の岩瀬から二、〇〇〇ドルを受け取った。私は雑貨商である。私は、彼と数年来の知り合いである。彼は、それを私に返済する義務を有していた。その一部を、私は、一二ヶ月以上の間借りていた。私は、彼を証人として召喚するものである。私は、ポイセイ氏へのこの金員についての事実に言及した。二、三〇〇ドルは、金札で四〇〇両あるいは五〇〇両、残額はドルによって支払われた。そのような方法で、私は、大阪からその金を受け取ったのである。一八七〇年一月一〇日に、私は、共同経営の持ち分の半分のうちの一部として七〇〇ドルを支払わねばならなかった。私は、オリエンタル銀行の小切手を与えた(一八七〇年一月一三日付の文書D参照。一、六八九ドル)。あなた(クラッチレイ)に、私は、提携証書を作成すべき命令を与えたことは決してない。命令が全くないのに、

料 あなたは、それを首尾よく作成したのである（文書D参照。実

質的金額は七五〇ドル）。江戸と横浜の間の金額の合計は、私が

豚その他を購入しようとしている間の機関士への支払である。

私は、テラーという名前の人物を雇ったのである。彼は、ア

メリカに行ってしまった。領収書は全く持っていないが、豚の

購入も機関の運転も行うことができなかった。私は、彼に

支払ったのである。昨年の一二月に、私は、ドモニイ商会の署

名のあるいかなる小切手にも支払ってはならないとの命令をオ

リエンタル銀行に与えた。

法廷に対して。ボイセイは、共同経営の代表者を勤めた。私

は、境界通りの土地がボイセイ氏の所有であったと考えてい

る。三、〇〇〇ドルの価値をもっている。私は、共同経営につ

いての権利を半分持っていた。蒸気ランチは私の個人財産であ

ると解される。ボイセイ氏は、私が馬車、豚、ビールを購入す

ることに反対したわけでは決していないのであって、私は、それ

らの品物が共同経営のためのものであったと考えている。一二

月に受け取ったG・ドモニイ氏の小切手（二、〇〇〇ドル）は、

商会とは無関係の利益によるものであった。譲渡によって、私

はそれを受け取らなかった。提携関係は、ボイセイ氏と私とに

一八七〇年一月に長崎から当地に私がサンシャイン号に乗

って着いたときに、私は、金銭を入れた錫製の容器の保管をス

コット氏に委ねたが、彼は、それをボイセイ氏に与えたのであ

る。商会は相当もうけており、その半分は私のものである。

署名 J・ハーディ

ハーディ氏による記入を支持する領収書（文書W）。

午後二時まで休廷。

午後二時より再開。

政吉、大阪の岩瀬の番頭、は真実を語るように警告された。

昨年の一二月、私は、岩瀬と一緒にジュティのところへ行き、

ハーディに一、六〇〇ドルを支払った。正確な日の記憶はな

い。けれども岩瀬は領収書を持っている。この他にさらに金札

で四〇〇両。我々三人が、その支払当時その場に居合わせた唯

一の人間である。

被告に対して。正確には理由を覚えていないけれども、その

とき、私は、小さい蒸気船で損をした人としてハーディが岩瀬

からこの金を得たということを知った。私は、蒸気船との関係

で長崎へ赴いたハーディの意向については何も知らない。私

は、大阪へ原告が蒸気船でやってきたかどうかは覚えていない

が、岩瀬の屋敷の裏手へ一艘の小さい蒸気船を回航してきたこ

とを覚えてゐる。今なおそれは岩瀬の所有するところである。蒸気船の譲渡に先立ってハーデイに支払われるべき金銭について、私に対して私の主人によりいかなる言及もなかった。もう一人の手代が帳簿を保管しているので、私は主人の帳簿に近づくことができない。私は、一、六〇〇ドルを支払ったときにはじめて原告に会ったのである。

署名 イサノヤ マサキチ

99

チリ人、アルフレッド・マードン (Alfred Maden) は正式に宣誓して証言した。私は、ハーデイ氏がボイセイ氏に二、〇〇〇ドルの金を手渡すのを目撃した(一、六〇〇ドルと金札四〇〇両)。このことは一八七〇年二月九日であった。私は、その家で金が支払われるのを見るのが習慣であった。ハーデイ氏は自ら金を持参した。それは午後であった。私は、ボイセイ氏の金の計算を助けた。私は、その日が九日であったと確信している。私は、ボイセイ氏が領収書を与えるのを見なかったし、領収書については何事も聞かなかった。現在法廷に提出されている箱は、その当時金札が入っていた箱である。

被告に対して。私は記録用の帳簿を一切持っていない。金は、その店のカウンターで支払われた。金はあらゆるところで支払われた。あるときはこちら、別のときにはあちらで。金が

支払われたときに、私は、そこにいたりいなかったりした。G・ドモニイ氏とスコット氏が仕事をやめてそこを立ち退いたことについては、私の記憶にない。私は、蒸気ランチの売買の様と日付とを覚えてゐる。一五日前に、私は証言が必要であると言われた。ハーデイ氏が証人として出廷してくれないかと依頼したので、私は、行けば真実を話すつもりであると彼に言った。以来、私は、二、三度ハーデイ氏と街で会った。フッカー氏には会わなかった。五月か六月に、私は、ドモニイ商會をやめた。私は、泥酔によつて解雇されたのではないし、能力もあると神に誓つて断言する。

署名 A・マードン

D・H・フィルソン (Filson) は正式に宣誓して証言した。ハーデイ氏は、台風によつていくつかの品物をなくしたと述べた。彼が神戸に戻ってきた当日か翌日に、このことを言われた。私は、それが台風の二日か三日後のことであつたと思う。ハーデイ氏は、なくした物とその額については何も言わなかった。彼は、それらが失われた模様については全く何も言わなかった。

署名 D・H・フィルソン

被告に対して。ボイセイ氏はいなかった。

99

料

資

寧波のイエンシー (Yansee) は真実を語るように正式に警告された。私は、その蒸気船での仕事を得た。ハーデイ氏は、私に五〇ドルと一六ドルとを支払った。ポイセイ氏はこのうちの二〇ドルを支払った。仕事はボイラーの修理であった。一六ドルは醸造用のボイラーに穴をあけるためのものであった。私は仕事の精算のために四〇ドルほしい。

(X) 彼のX印。

一三日午前一〇時まで延期された。

(一〇一頁参照)

(36) ホスフォード対テイバー (-)

№ 53 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月七日

Th・ホスフォード (Horsford)

対 司法救助

C・H・テイバー (Tabor)

女王陛下の副領事にして領事代理兼判事 ジェームズ・J・エンスリー様の前で

計算書を喜んで作成すると被告が認めたので、当法廷は、被

(100)

告が計算書を提出するように命ぜられている一〇月一四日水曜日午前一〇時まで審問を延期することにした。

(一二〇頁参照)

(37) ハーデイ対ポイセイ四

№ 51と52民事 (九九頁参照)

交互訴訟

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月一三日

J・J・エンスリー様、ハイマン氏、グレイ氏の前で

J・ハーデイ

対 司法救助

M・ポイセイ

大阪の岩瀬徳兵衛は真実を語るように警告された。閏一〇月一六日 (一八七〇年二月八日) に、私は、ハーデイ氏に金札四〇〇両と一、六〇〇ドルを支払った。

(クラッチレイ氏は、本件について提出された覚書に言及することによって証言が進められる方法に異議を唱えた。)

法廷の尋問により、証人は、船帳簿から覚書を抜き書きしたと陳述した。

(101)

原告に対して。私はジュティのところを金を支払った。

被告に対して。私は、小さい川蒸気船を建造し、そのために原告からいくつかの物を仕入れた。これらの品物に対して、私は、四〇〇両を支払ったのである。もう一隻の蒸気ランチには一、六〇〇ドルを支払った。これらの品物を、私は、春から支払日に至るまで少しずつ受け取った。二つの金額は、同日に支払われた。私は法廷に私の番頭を派遣した。私の番頭は一月と陳述したかもしれないが、彼は、支払の正確な日付を知らなかったはずである。

法廷に対して。支払われた金は、蒸気船に関するもので、ハーディ氏に与えられたのである。この蒸気船を譲渡するために、私は別の人物と契約を結んでいる。

署名 岩瀬徳兵衛

大阪のトクベイ——ジュティの番頭——は真実を語るようにに警告された。

ハーディ氏のホテル滞滞について尋問されて、証人は、前記の滞滞の日付を読み取った一片の紙を提出した。

クラッチレイ氏が異議を唱え、法廷はこれを支持した。フッカー氏が帳簿提出のための時間的猶予を求めたけれど、法廷は、最後の審問が終わってからのゆっくりとした証人喚

問の申込による遅延を理由として、この申請を却下した。

神戸の間屋である柴田屋は真実を語るように警告された。原告は、ビールと豚とを含むいくつかの品物を、日本人のはしけで阿波から輸送したのである。そのはしけは喪失し、このことについて、ハーディはきわめて遺憾の意を表明した。一樽は拾い上げられて助かったのである。馬車もはしけに積み込まれていた。今ここでは正確な額は言えないが、阿波の私の番頭が品物を船積みしたのである。私に私の番頭は事件を報告したし、ここへやってくる途中で、阿波の人々も私に事件の事情について教えてくれたのである。

被告に対して。私は、一度政五郎に会ったことがある。台風のと、彼は当地にやってきた。彼は阿波の人である。当時のはしけについて、彼は特別なことは何も話さなかった。

署名 柴田利介

神戸のベルギー人ユージヌ・リバージ(Eugene Ligege)氏は正式に宣誓して証言した。昨年六月、私は、フィリップノ号でハーディ氏に雇われた。六月の一日か一二日から、一日間船にいた。私は、問題を起こしたハーディ氏から七五ドルを受け取った。私は、ハーディ氏が留守の間の機関士として雇

署名 E・リパージュ

岩瀬が再喚問された。裁判所の要請により、彼は、四〇〇兩と一、六〇〇ドル——ハーディに支払われた——の二つの記入のある彼の帳簿を提出した。被告の質問によって帳簿の表紙が調べられたところ、帳簿は、太陰曆の七月から記帳を開始せられたことが判明した。

神戸の船員、Th・ヒーズロフ (Heseroff) は宣誓して証言した。昨年六月、私は、薩摩の海岸にいた。そこで、私は、ハーディ氏に会って彼の蒸気船に乗り込んだ。船上で、私は、ハーディ氏の所有になるビールを見た。私は量を覚えていない。数樽のビールがあった。それ以外のものを私は見なかった。

署名 トム・ヒーズロフ

神戸、ビリヤード・サロンの裏の二五番のアルーン (Aloun) は真実を語るように警告された。火夫長として、私は、フィリップノ号に乗り込んでいた。私は船上で何頭かの豚を見た。それらは船に属していた。私は、それらが誰の所有にあったかを覚えていない。台風が来たときに、私は阿波にいた。私は、ハーディ氏が神戸あてに品物を船積みしたかどうか知らない。

× 彼の×印

被告は、シャリントン (Shalington) 氏についての文書によ

る証言について、横浜の機関士、ウィリー (Wylie) 氏による手紙を承認することに同意していた。

原告は、手紙という証拠によって、購入が二月一七日であったと主張した。

神戸の大工、ナマサ・セヒチは真実を語るように警告された。もう一人の日本人 (丹波屋亀吉) と一緒に、私は、亀吉に注文したボイセイ氏所有の倉庫を修理した。私は口頭で契約しただけである。私は、受け取った正確な金額を覚えていないけれども、五〇〇兩ぐらいだったと思う。しばらく前に、私は、ハーディ氏に計算書を渡した。被告は、二、二三九ドル二一セントが賃借料五〇〇ドルを含めて、一八七一年一月までにその不動産に対して用意されたということを認めた。

× 彼の×印

以上で原告のための陳述を終える。

W・クラッチレイが陳述を開始し法廷に訴えた。

マーク・ボイセイは正式に宣誓して証言した。一八七〇年一月に原告が私の共同経営者になるに先立ち、彼は、三五〇ドルと二〇〇兩とを預金した。しばらくのちに、彼は、三、〇〇〇ドルで買弁事業の権利の半分の購入に同意したが、その際神戸に彼は金を持っていなかったのである。そうして、彼は、一

二月一五日前後まで待ちこがれていた一定の残額を神戸へ送るようにとり指示とともに、長崎を離れる前に、ランチの担保として上海銀行の預金をベイド (Bayd) 商会のアダムズ氏に預けてきたと述べたのである。その二月一五日に、彼は、私にこの問題について長崎へ行かなければならないと言った。同じころ、私は、彼に二、三頭の豚を購入するように言った。同月末、彼は何頭かの豚を携えて戻ってきた。それらは、船賃その他の経費をあわせて一三五ドルであった。S・S・サンシャイン号を経由した横浜からの蒸気ランチのためにM・ノイマン (Neumann) 商会に私によって支払われた運送賃五〇ドルと、彼の長崎行き船賃としてドモニ商会に支払責任があることとされてパシフィック・メイル汽船会社に支払われた四五ドルをも控除したのち、彼に支払義務のある六一ドルは、一月に私に預けられた三五〇ドルと二〇〇両とをあわせて、二月末日に至るまでに総計六一一ドルとなった。彼は、私にこれを私の商売の半分の持ち分の支払の一部として管理するように要請した。預金通帳についてアダムズ氏ともめたけれども結局それを受け取り、神戸の彼あてに送金せよという指示をつけて上海銀行に送付したと彼は述べた。彼は、その為替手形を一月一〇日か一二日に受け取った。そのころか、その直後に、彼は、オリエンタ

ル銀行の一、六八九ドルの小切手を私に渡した。これで、二月に私に預けられた六一一ドルとあわせて、合計二、三〇〇ドルとなった。そして、これは、私の商売の持ち分の半分として私に支払われたのである。八月に彼が横浜から戻って商会の帳簿を見たので、私は、私に支払われねばならない残金から七〇〇ドルを除いて彼の預金に入れたと説明した。一月に、我々は、他の事業について話し合った結果、買弁事業をG・ドモニに売却するという結論に至った。譲渡に先立ち、彼は、会社の帳簿と財産目録とを見てから、これらについて私のしたことが何人であれ満足するものであると言ったのである。譲渡の行われた日か、その後、我々の間で現金について口論が生じ、彼は、私に支払ったと言っしきりに現金を求めた。私は、多額の未払の勘定があるので、彼がそのケーキを取って食べることはできないが、彼が受取領収書の発給を拒否した譲渡の一部支払としてのG・ドモニの小切手を彼に与えることができると言った。それから、私は、彼が私に支払った二、三〇〇ドルの領収書を受け取っていないときに、なぜ、彼が私に領収書を与えねばならないのかと言明したのである。私は、帳簿は彼が経営者であることを十分に示していると彼に言った。同時に、私は、現在法廷に提出されている一枚の領収書を彼に与えた。

一八七〇年の日付は、当時我々が双方ともにきわめて興奮していたことよって生じた誤りである。その日より後に、私は、ドモニイ氏とクラッチレイ氏とに、我々が口論をし、私が領収書を与えたことを述べた。二日後にドモニイ氏が私のところへやってくる、彼がハーディ氏と話し合っていたということ、ハーディが私をつかまえて、私が日付について犯したにちがいない同じ間違いによって、私を悩ませている領収書に言及した、とハーディが彼に言ったということ、言った。

境界通りの不動産の経費を含む帳簿（文書A'）。

私は金を使用しただけである。その年間で、私が共同経営者よりも多くの金を得たということはなかった。私は、ハーディ氏が提携したときに、私的な現金（七〇〇ドルか八〇〇ドル）を持っていた。私と提携する以前に、ハーディ氏は、この私有財産について知っていた。一八七〇年一月初めごろに、この財産は私の所有するところとなった。支出上、賃借料として五〇〇ドルあった。解体以前に、同じ場所に三つの大きな倉庫があった。それらが解体されてから、現在の家に解築されたのである。私は、倉庫が一、〇〇〇ドルぐらいで使用されたと評価したい。常に、ハーディ氏は、私が譲渡についてなしたすべてのことに同意していると言った。計算書を見るまで、私は、豚、

ビールその他について全然聞いたことがない。私は、一五頭の豚についての指示を決して彼に与えなかった。私は、商売上幾度か彼に指示を与えたが、常にそれらを早く送るようにと言ったのである。右の一五頭の豚について、私は全く考えたこともない。出発する前に、原告は、可能ならばチェーンブを除外するようにと私に言った。これについては、私はハーディ氏の代理として行動した。常に、私は、蒸気ランチが原告の私的財産であると解していた（文書D参照）。一四九ドルは長崎で購入された豚のものである。私は運送料五〇ドルを承認しない。現在の商会の帳簿は、古い商会で使用されたものである。

この文書は、ハーディによって提出された最初の計算書であり、問い合わせから約二ヶ月経ってから与えられた（文書B'）。共同経営についてあなたと会ったことと、よそへ行くとしていたので、素早くそれを作成したいと言ったことを覚えてい

る。

ゴムパッキングの項目（六二ドル五〇セント）は商会用のものではない。彼は、購入された帳簿その他について私に何も言わなかった。口論してから、私は、帳簿を見てもらうために、カービー商会のスチーブンス氏に来てもらった。我々が双方ともに関係していたシブロク（Shiburoku）にいくつかの不動産

がある。これは、岩瀬の名義で入手され、醸造所に予定されていたのである。一〇月一日の二五ドルについては、私は何も知らない。他の五〇ドルは、カウンター越しに、私によってハーディに支払われた。三五ドルは、この計算書に従って、私によってハーディに支払われた。一九ドル七五セントの項目は、私によってハーディに支払われたものである。一、六八九ドルの請求は正確であって、二、三〇〇ドルの金額に対する領収書が一八七一年に与えられた。

原告に対して。私は、帳簿以外に私的な現金出納帳を所持している(文書A)。前述の預金はその帳簿に見える。私は、財産目録への署名をハーディ氏に依頼しなかった。私は、その譲渡についての彼の口頭の賛意を得たのである。私は、領事館でドモニイ氏の名義で賃借権の譲渡を行わなかった。一八七一年二月一〇日に、私は二、三〇〇ドルの領収書を与えた。その家は、こわされたあと再築された改造倉庫である。ドモニイ氏への譲渡が行われたときに、数頭の豚も除外されたのである。財産目録に書いてある通りに、私は、五ドルあるいは六ドルで数頭の豚を売った。それらは日本の豚である。譲渡にあたって、豚に対する要求があったことについては、私は記憶していない。それは突然の出現であった。このことは、五〇ドルでハ

ーディ氏が取得した一定の豚についての私の評価を立証するものである。私はドモニイ氏の商会の共同経営者ではない。商会によってゴムが取得された際には、それ以後よりもっと沢山あったであろう。その中から私によって売却されたものは一つもない。二五ドルの項目(一〇月一日)について、私は異議を唱えるし、それについては何も聞いたことがないのである。ハーディがいくらか使用したかも知れない。

提出された五〇ドルに関する帳簿への記載(一〇月一日)は、そこでは、醸造所への五二ドルの送金として記入されている。

境界通りの倉庫は醸造所として知られているが、この支払は、この建物と無関係である。本訴訟の開始以後、ハーディの私的勘定についてのドモニイ商会の日曜勘定帳の一九四頁の記入が全くなされなかった、と私は断言する。

醸造所の勘定において、一四五ドルと一一〇ドルとはランチに關係があり、残額は醸造所に關係している。

(ここで、フッカー氏は、周旋業者S・ロカ(Roka)の四九二ドル九七セントという総額が正確であると述べた。)

若干の議論を経て、クラッチレイ氏は、会計士が作成したわけではないこの帳簿類が正確であるかも知れないということ

料を承認した。

ハーディよりG・ドモニィへの七〇〇ドル(元帳参照)は、ドモニィ氏に支払われた。八月に、私はそれについてハーディ氏に説明した。商會に金があったので、彼の持ち分の半分になるべきものの残額七〇〇ドルの清算を依頼するよりも、私は、それを取得したほうがよいと考えたのである。

一八七〇年一月三〇日の一五六ドルの項目。内訳は、豚五頭八五ドル、飼料九ドルと運送料六二ドル。豚五頭はハーディ氏により購入された。彼は自らの金でその代金を支払った。私はそれを許可した。飼料についても同様である。しかし六二ドルについては、私が四五ドルを支払ったのである。一定の金額を超えなければ、私は、投資に決して反対しなかった。共同経営のもとでは、私が神戸の商売を独占的に管理する権限を持っていたと考えている。私は、口頭でハーディ氏から権限を与えられた。私は、ドモニィ氏が競売に付した時の古い財産目録を持っている。当法廷にはない。昨年の一〇月に、私は、蒸気ランチが安くならば購入しようということに同意した。私は、他人が船を要求するかも知れないと彼が考えて、その結果マッケンジー(Mackenzie)船長が彼の名義を借りたということ以外に、何も知らない。後にそのランチは商會に譲渡された。私が

競売の日そこに居合わせたかどうかは不確実である。それについては決して依頼されなかったので、私は、決してその金を支払わなかった。それらの決算の際の一二日に、ランチの金額は帳簿に付け加えられただけである。私は、日常的な私的勘定を記録しない。かろうじて金銭的利益となる二五ドルから五〇ドルを除き、私は、決して私的に利益を得たことがない。私が商売を管理していた一八七〇年一月のドモニィ氏に対する私の負債額は三、〇〇〇ドルであった。この金額は正確であると思う。ドモニィ氏は信頼しうるので、このことはスコット氏を含めてのものである。私は、借金を、二月に二、〇〇〇ドル、四月に七〇〇ドル、一月に三〇〇ドルと、全額返済した。これとは別に、私は、五〇〇ドルを減額した二、二三九ドル二二セントを家の賃借料として支払った。私は、ハーディ氏からの三、〇〇〇ドルとは別にこれを支払った。八七七ドルは私の個人財産であって、八〇〇ドルは私が得た。私は、敷地の賃借料として五〇〇ドルを支払い、家賃二九〇ドルを受け取った。今なお、ブラス(Blas)氏は私に七五ドルを借金している。私の共同経営者が私にその金額を借りていたので、私は、七〇〇ドルの取得については正当化されると考えたのである。預金通帳のうちの一〇月の記入の二、五〇〇ドルは、牛購入のためにドモニィ

商會に送付されたのである。私は牛を買って手数料を取った。まぐさを含めて一〇パーセントを取った。私は、この手数料を商會の貸方に記入した(一二月三〇日と一月二八日——二九〇ドル一〇セントと二二三ドル七〇セント——を参照)。私は、二個月に再度買ったけれども、手数料を全然受け取らなかつた。小切手を与える場合には、私は、現金出納帳にそれを記入する。(すべての小切手が記帳されているとは思えないことに注意)

法廷に対して。現金出納帳は、銀行と個人的勘定の總計を示している。残高は正確では決してなかつた。

私は個人的と商會の勘定をあわせて記録してきた。私は、彼が戊辰丸に乗り込んだときに寝具類が私に預けられたということを思い出さない。

水曜日の會合を約束するポイセイ氏の手紙(文書C)。

豚の売出しは指示されていた(文書D'E'F'G')。

私は、経費がハーディ氏によって引き受けられたことを認めなければならない、それらはあまりにも高すぎると主張したい。

この文書(G)は、新しい家に言及しており、ポイセイ氏がハーディに会いたいという内容である。

一片の吸取紙(文書H)。

法廷に対して。ここでは、被告は、彼の帳簿記入法を説明した。蒸気ランチについて支払われた項目は、仮に雑記帳に記入され、それから總計が現金出納帳に記入される。私は、ドモニ氏とスコット氏の共同経営者であつた。私はここで管理しており、ハーディは、私の同意がなければ五〇〇ドルを超過しえないという契約に拘束されていると私は思う。蒸気ランチについての困難は、アダムズが彼を憎んでいるだろうということであつた。私に任命されたスチーブンス氏によって、貸借対照表が作成され、財産評価についての結論が出された。ドモニ氏が家と財産目録のために二、七〇〇ドルを支払い、この金額は、ポイセイとハーディの勘定の二つの項目にある。私は譲渡に言及した手紙を一切持っていない。約二ヶ月前にそれについて話したところ、私の条件設定に満足の意を表明した。ハーディ氏は、その金額がドモニ氏によって支払われることを知っていたしながらそれに同意した。私はドモニ氏の共同経営者ではない。

署名 M・ポイセイ

J・ハーディが再び召喚された。私の出発に先立って、私は、支払わねばならない共同経営の私の持ち分を清算した。被告にどれぐらい要求するのかと聞いたところ、彼がそう言った

料

資

ので、私は、彼に小切手を与えた。私は、全部で四、〇〇〇ドルを支払った。そのうちの二、〇〇〇ドルは持ち分の半分に該当し、一、〇〇〇ドルは運転資金用であった。ポイセイ氏が資金運転の継続を希望したので、私は、彼にいくらぐらい必要とするのかと尋ねると、そう言ったので、彼に与えたのである。私は、いくつかの毛布を仕入れて売却し、彼には二分の一の利益（一一ドル）を与えた。これが全部で四、〇〇〇ドルとなる。さらに加えて、私は、それによって特定の利益を得ることなしに、一、〇〇〇ドルを商売に使用した。二、三〇〇ドルは金札とメキシコ銀からなっていた。私は、被告が七〇〇ドルを得たことについては全く何も知らなかった。それがわからなければ学校の子供だと私に言った被告に、私は、これについて言及したのである。このことは、私が領事館に救助を求めに行ったところに生じた。私は、商売が八、〇〇〇ドルの評価をうけるとスコット氏から言われた。現金と在庫とで六、〇〇〇ドルであって、運転資金を含めると八、〇〇〇ドルになったのである。

署名 J・ハーディ

一八七二年二月一四日

M・ポイセイが再度召喚された。共同経営が始まった時、商會には、現金で約一、〇〇〇ドル、支払期限の経過した一、七

〇〇ドルないし一、八〇〇ドルの手形があった。私は、毛布の利益として少額の金を受け取ったことを覚えていた。

(いくつかの質問がハーディの計算書についてなされた。)

彼が請求したので、私は、彼に領収書を与えた。私は、資本として必要以上の金銭を彼に要求したことは決してない。私は、それ以外の金銭について決して話さなかった。

(11)

原告に対して。私は、ハーディ氏が私に簿記係を捜すように依頼したことを覚えていない。前の商會の財産目録が作成されたから、いくつかの手形はなお期限を超過した。それらの金額は、一〇〇ドルないし一五〇ドルになると思う。

署名 M・ポイセイ

G・ドモニイは正式に宣誓して証言した。私は、商會を一括してスコット氏に託したことを記憶している。一二月六日に私は当地を離れた。ハーディ氏は、持ち分の半分を引き継ぐことについて何かを言った。私が離れたときに、彼は手元に金がないと言った。私は一月の中ごろまで戻らなかった。私が戻った当日あるいは翌日、ハーディ氏は出発した。その際、ポイセイとハーディとの間の金銭問題について、私は何も聞かなかった。

二、三ヶ月後に、私は、ハーディ氏が金を払い込んだということを知っていたけれども、ハーディ氏がこのことを知っていたかど

うかについては覚えがない。ポイセイは、私に若干の借金をしていたが、彼は、二月に私にハーディが完済しないので借金を支払うことができないと言った。横浜で私はハーディに会ったが、彼は、ポイセイが境界通りの財産の半分を彼に持たせるかも知れないということを彼が考えているのだと言つて、どれくらいポイセイがそれに金を使用したかということを知りたがっていた。しばしば、ハーディは、私に商売の譲渡について話した。私は、当地で事業に参加し、買うように私に依頼する香港からの手紙を持っていた。私は、この手紙を、当地にハーディがいる間に私がそれを買うならば非常に不真面目であろうと言つた彼に見せた。そこで、彼は、彼が売ることを望んでいるということと、ポイセイに話してからも一度私に会いたいといふことを言つたのである。そのあとハーディ氏に会つたが、そのとき、彼は、ポイセイが売却に同意していると言つたのである。高すぎる小野の屠殺場を除き、すべて買うであらうと思われていた。それゆゑ、私は、小野の屠殺場は借りることに決めたのである。このことに先立って、私は、その屠殺場の一部を借りていた。顧客と店の在庫品とを買つた。屠殺場については、私は、ハーディ氏に値段が高すぎると言つた。その際、彼は、すべてのことをポイセイに託したということと、私が商売

について何をしようとも、彼が何もそれについて知らないのだから、私はポイセイに我慢しなければならぬということとを言つたのである。私は屠殺場を買わなかつた。私が支払つてのち、原告はいくら支払つたかと尋ねた。彼は、二、〇〇〇ドルの小切手を受け取つたと言つてから、残金をどのように支払つたのかと私に尋ねた。これは一月二日か一日三日のことである。彼は、私になぜ財産目録から一〇〇ドルが取り除かれたのかと尋ねた。私は、品物がいくらか高値をふっかけられたのであると言つて説明した。たとえば、三〇ドルで買つた豚が、三五ドルの請求を受けたのである。私は、ハーディから彼が譲渡に同意しなかつたという二〇日付の手紙を受け取つた。商売は、一日から、私のものであつた。四日に私はそれを受け取り、その日から、私は商売を管理した。一二月末にインドゴムについてハーディ氏に質問されたことを覚えている。このとき、ハーディ氏は庭におり、彼は、豚のことについてやつてきたと言つた。私は、品物を現在のあるがままにしておく方がよいと彼に言つた。彼は、彼がそれを受け取れないのであれば、銃を持ってきて、いやな奴の頭を吹きとばしてやると言つたのである。彼は店にはいつてきた。そこにはインドゴムがいかたまりあつた。彼は、それを持っていけるかと聞いた。私は、それに

ついでに受取を私にくれるならば、できると答えた。彼は、それが彼独自の私有財産であると言った。そこで、私は、彼に持っていくことができると言ったのである。彼は、それを持っていくために船頭を一人貸してほしいと私に頼んだ。私が雇用しているジョン・ハドウ (John Hadow) というイギリス人がその場に居合わせた。問題が生じてから、原告は私に小切手帳を見せて、彼がポイセイに一、六八九ドルを支払ったということと、ポイセイがその説明をしなかったということと言ったのである。私は何も言わなかった。その前に、彼は、私にポイセイが彼に七〇〇ドルを請求したと言った。私は、「あなたは七〇〇ドルの範囲内で決して残らず支払ってはいませんね」と言うと、彼は「はい」と答えた。そこで私は「ポイセイは七〇〇ドルでああなたと平等になると考えてきた」と言った。あとになって彼はこのことがわかったと言った。私は、それ以上金銭問題については何も知らない。原告は、彼がその商売が私のものであるということを知っていたのち、一五日か一六日の間、家に住んでいた。彼は、一五日に新しい家に行くつもりであると聞いた。ポイセイ氏もまたその家に住んでいた。私は、この二人の間の口論の内容を一切聞いてはいないが、大阪から戻ってくると二人が口論しているのに出くわした。小切手を支払に行

ったときに、私は、ハーディが家にいることに気づいた。ポイセイは、ハーディが二階にいるのでしばらく待ってほしいと言った。しばらくするとハーディとポイセイが同時に二階から下りてきて、それから後者と私とで財産目録に目を通した。ハーディは出て行ったと私は思っている。手紙を読むまでは、私は、ハーディによる異議を少しも聞かなかった。

原告に対して。二月六日に、私は横浜に向かって神戸を出発した。ハーディによる支払については、私は、噂で知っているだけである。私に対するポイセイの負債は四、〇〇〇ドルではなかった。私は、横浜に人を派遣すれば真相を知りうる。ポイセイは、私に七〇〇ドルの約束手形の支払を延期するように頼んだ。私は、私が二月に小切手を戻し、彼が私に三〇〇ドルのうちのわずかを与えたと信じている。ハーディに示されるまで、私は、共同経営証書を全く見なかった。屠殺場の賃借料は決定されなかった。台風のと、私は大部分を借りた。台風が来る前に、私は、二五ドルを支払ったし、今は八ドルのみである。ポイセイ氏は私の共同経営者ではないし、なるつもりもない。五ドルで買った豚は最高の値段であった。それらは死んでいるから今は全く価値がないのであって、私は、六ドルないし七ドルでそれらを売却した。古い商売の財産目録は全く持つて

いないが、作成されてはいた。一二月に、私は、八一番館でま
 った朝食をとった。譲渡のころには、しばしばポイセイ氏は私
 とそこで一緒であったし、四日に至るまでは彼の責任である。
 大阪へ行ったとき、私は彼に管理を任せなかった。私は、ハー
 ディにポイセイに注意するように言ったと断言したくはない。
 私は、商売上、ポイセイとは六年前からのつきあいである。私
 は、彼を特別な友人とは考えていない。ハーディとは三年前か
 らのつきあいであつて、最近のことである。ハーディが私に売
 ったのではなく、譲渡以前にポイセイと和解したがっていた。
 しかし、彼は、自ら移転に関するポイセイの指揮については完
 全に満足の意を表明した。財産目録が作成されたときには、私
 は居合わせなかつた。去年の夏、私は、ポイセイ氏が商売を境
 界通りの家に移転するつもりだということを聞いた。口頭によ
 る賛意を得ていたので、私は、支払った金の領収書にハーディ
 の署名を求めなかつたのである。

法廷に対して。一二月二〇日に手紙を受け取つたのち、一二
 月二二日だと私は思うが、ハーディ氏は屠殺場に行つて、二頭
 の小豚を取つた。なぜ彼がそれらを取つたのかを知ろうと、私
 はハーディに会いに行つた。彼は、それらの書面を作成したか
 ら返却することはできないと私に言つた。私は、もし彼がそれ
 らをその日のうちに返却しないならば、それらが盗まれたと考
 へたいと彼に言つた。そのあと彼に手紙を書いたのである。彼
 の部屋で彼は、ポイセイの計算書がどこにもないという一方
 で、彼は、私が全く無視した一束の勘定書をもつてきて、確定
 した計算書を持っていると言つたのである。彼は、私に小切手
 を示して、それをポイセイに支払つたということ、後者がそれ
 を彼の貸方に記入しなかつたということ、「私は彼の言うこと
 とがわかつた」ということを言つたのである。それらが言わ
 れた言葉のすべてであつた。このような言葉が使用されること
 は非常に奇妙なことであると、このとき私は考えたのである。
 私は、一二月二二日に、さもなければ二三日に、このような言
 葉が使用されたと思う。それらの言葉は、朝九時少し過ぎに、
 境界通りの家のハーディの部屋で使用された。そのとき、他
 は誰もいなかった。

署名 G・ドモニイ

ウォルター・スチーブンスは正式に宣誓して証言した。一二
 月に、私は、あなたにいくつかの帳簿を見るように頼まれたこ
 とを覚えてゐる。あなたは、私に一定の帳簿を作成してほしい
 と言つた。あなたは、私からポイセイにそうしてほしいと依頼
 するように私に頼んだ。

(クラッチレイ氏の要請により、証人は報告書の説明をした。)

法廷に対して。私は、帳簿類の記載によって、貸借対照表を理解できる。私は、相当公正な営業報告書が諸帳簿から作成されると思うている。現にある貸借対照表は諸帳簿に従った単なる計算書にすぎない。

原告に対して。諸帳簿から作成された計算書についてボイセイ氏に会ったことを私は覚えていいる。

署名 ウォルター・スチープンス

J・H・ウィグナルは正式に宣誓して証言した。ハーディ氏はいくつかの三インチ・チューブを受け取り、私は、それらの値段を彼に聞いた。それは一本につき四ドル六〇セントであったと思う。私はそれらを買わなかった。彼は、ボイセイ氏にそれらを預けないと言った。私がボイセイ氏に会いに行ったところ、彼は、もう一通の手紙がハーディ氏から来るだろうと言った。後に、私はボイセイに再び会ったが、彼は、それらがハーディの個人財産であるので売りたいと言った。数日後に売れという指示があったとボイセイが言ったから、私は、それらを四ドル六〇セントで買った。私はそれらを記録にとっている。ハーディが戻ってきたとき、台風がすぎたから彼は私を訪問し、

「チューブはどうですか」と言った。彼は、二度やってきて金を払うようにと頼んだ。二度目に来たときには、それらを売ったから、チューブを全部持って行きたいと彼は言った。午後、彼はそれらを持ち去った。その内のいくつかを、私は、使用していた。その前に、チューブについて最初に話した際に、いくつかの古い栓を買った。常に、私は、それらがハーディの個人財産であると理解していた。

原告に対して。私は文書Gを承認する。もし私がハイマン商会のそれらを買ったのであれば、私は、それがドモニイ商会に支払われるべしとしたであろう。

法廷に対して。指示された金額とチューブ毎の金額との間の相違の原因は、一つあるいはそれ以上のチューブの紛失にあるかも知れない。台風の来襲後、私は、ハーディ氏に負債があった。私自身とハーディとの間には、未払の勘定がある。

J・H・ウィグナル

兵庫、キリトウ町の丹波の亀吉は真実を語るように警告された。阿波へ、私は、勝五郎と行ってすぐに戻った。

(雑記帳から証拠が読まれることについて原告から異議が唱えられた。)阿波に滞在中に、私は、戊辰丸の斎藤虎之助と会った。彼は、豚とビールとが阿波へ送られていないと言った。

戊辰丸の前の船長のマスタは、蒸気船に船積みされたすべての商品と支払われる運賃とが船の帳簿に記載されるが、ハーディの品物は帳簿上見あたらないと言った。ハーディが戻ってきたときに、彼は「訳注 原文にはこの続きがない」

原告の申立により、法廷は、現在の証言が承認されえないと決定した。

そこで、フッカー氏とクラッチレイ氏とが法廷に話しかけた。

一八七二年二月二三日

事実認定

本件は、一八七〇年に始まり二年にわたって継続した、一八七一年一月一三日付の証書のもとでの二人の現に存在している共同経営に影響を及ぼす問題において、司法救助を懇願する原告兼被上訴人J・ハーディ対被告兼被上訴人M・ホイセイの交互訴訟である。すべての金銭問題についての決定が相当程度基礎づけられねばならない諸帳簿が、裁判所によって任命されるべき、時に応じて彼が必要とするすべての証拠書類とともにあらゆる情報を両当事者が与えよと命ぜられる、資格のある会計士によって公示されたそのようなときまで、係争中の多くの問題点について、このように複雑かつ矛盾した性質をもつす

べての証拠とすべての帳簿類とは、裁判所が判決を下すことを不可能とみなすような非実用的な方法で保存されてきたのである。

計算書はさておき、本訴訟において提出された口頭ならびに文書による証言について、もっと特別に存在する他の問題がある。これらにおいて、尋問と全帳簿類の完成が引き起こすであろう遅延が、両当事者の利益に影響を及ぼすと深刻に判断されるので、それゆえ、当法廷は、ただちに彼らについての判決を与えるものである。

「G・ドモニイへの譲渡」に関連して、前記ドモニイによって振り出された二、〇〇〇ドルの小切手の原告による受領の証拠がある。さらに、原告は、前記の受領行為を認めた。証拠は、原告がこの譲渡の清算を被告に委ね、ある場合には証人がドモニイに売却希望を表明したことを示している。後者の宣誓証言は、原告が小切手の受領を認め、残金の支払と一〇〇〇ドルの減額の原因に関して証人を詳細に調査したことを立証している。原告は、ドモニイ商会に対する証人ドモニイの負債の原因を示すことができず、小切手の金額が借金あるいは商会への融資によるものであったということを立証するものは何もない。両当事者の合意によるG・ドモニイ氏への共同経営財産の譲渡と、

料 共同経営をやめたいとの彼らの明白な希望とによって、現行の

証書のもとの事業の継続は不可能であるとみなされる。法廷での証言によって、共同経営の開始以前に被告が一般的には境界通りとして知られる居留地の近くに一定の不動産を所有していたことは明白である。共同経営に加入以後、あるときには、原告は、横浜に在る間に、この不動産の利益の半分をほしいとの手紙を被告に書いていた。このことは、原告により証人ドモニイに対して口頭でも言明された。いかなるときであれ、被告がこの希望に応じて、原告にこの不動産の利益の何らかの部分

を譲渡したことを示すものは何もない。

判 決

それゆえ、法廷は、被告によるG・ドモニイ氏への譲渡の有効性を認め、現在の共同経営の解消を命令し、ただちに原告が占拠している境界通りの建物から退去することを命ずるものがある。法廷は、残金と、種々の債務者から回収された金員とが自由に処分されるべしと命令する。さらに、以下の共同経営財産が当法廷を通じてただちに公売によって換金されるべしと命令する。すなわち、ブラスン(Blasson)氏の家具に対する抵当、屠殺場、ランチ、倉庫の醸造所の物品、境界通りの建物の家具、クロス・ブラックウィル(Cross Blackwill)商会の船

荷、他の列挙されざる共同経営財産。

法廷は、原告によって提出された計算書の以下の項目については却下する。すなわち、蒸気ランチの運送賃と保険料六八ドル、蒸気ランチにあった一五ドル、ゴムパッキング一個六二ドル五〇セント、同一の物が原告の私的財産であることを立証した証拠。

一〇〇〇個のボイラーチューブ五〇〇ドルも、売上高としてではなく利益としてのみ信用しうる。

以下の項目については、帳簿が適切に作成され、法廷によって調査されるまでは、決定を延期する。すなわち、現金二、三〇〇ドル、賃貸借締結のために支払われた現金五〇ドル。

他の項目は認諾された。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

我々は同意する。

署名 チャールズ・A・ハイマン

署名 ジェオ・グレイ

補佐人

裁可された。

署名 アベル・J・C・ガワー

(88) ホスフォード対テイバー (一)
 No 53 民事

女王陛下下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月一日

女王陛下下の副領事にして領事代理の J・J・エンスリー様の前で

Th・ホスフォード

対

C・H・テイバー

司法救助

Th・ホスフォードは正式に宣誓して証言した。はしけを管理する前夜、私は、プライド・オブ・チームズ号の船上へ行き、翌朝五月一〇日に、同船を離れた。我々の帳簿は、テイバー氏によって記録されていたと思う。私が水先案内した次の船はヨハン号 (Juan) であった。私はテイバー氏に会ったが、彼は、はしけがうまくいっていると私に言った。これは台風襲来後も継続された。私は、神戸に留まり水止めされる給水船の世話をした。私は、帳簿とは全く無関係であった。私は、しばしば和解を提起したのであるが、その都度テイバー氏が「十分な時間、十分な時間」と言ったので、私は譲歩してきた。八月のいつこ

(120)

ろであったか、テイバー氏が有馬へ行つたので、彼の留守中、私は、給水船とはしけとの記録をつけた。彼が戻ってきた際に、私は、帳簿と関連書類を彼に渡した。これらの帳簿によって、彼は彼個人のものを作成したのである。

被告に対して。共同経営の条件は、私が利益の半分を取ることである。共同経営の条件は、私が利益の半分を取ることである。私はそれ以外に全く条件をつけなかった。我々は、はしけに対して支払われるべき一、〇〇〇ドルを与えることに合意した——八〇〇ドルは即座に、残金は一八ヶ月後——。五月一〇日に、私は五〇〇ドルを支払った。八月に支払うべき一〇〇ドルは支払わなかった。共同経営の開始後、私は水先案内人として活動した。プライド・オブ・チームズ号について、私は、一九ドルを受け取った。ヨハン・アルトレック号 (Juan Altreck) は三〇ドルであった。ベンモア号 (Benmore) は三〇ドルであったと思う。私は、それらの金を自分で受け取った。私は、それらの金は私自身のものであるから、共同経営者には報告しなかった。八月のあるとき、私は帳簿をつけた。六、七、八月にいくらの金を受け取ったか覚えていない。帳簿を見ると、それが五六ドルであることがわかった。その月の末に、テイバー氏が帳簿を作成できるようにということ、私は、この帳簿を彼に持っていた。一二月に金が必要で

料 があった。テイバー氏の指示で、私は金を集め、彼の有馬滞在中に、二〇ドルをそこから抜いたのである。はしけの上にあったものを処分したことはない。当該のホースは私の水先船にある。それがどこにあるかとテイバー氏は私に聞いた。どれぐら

いの期間私を必要とするのかと彼に尋ねると、彼は、ウィグナル氏が支払えば、そのとき、一五ドルを支払うと約束するから、法廷に行かないでほしいと私に懇願したのである。現在法廷にある帳簿は私によって管理されてきた。筆跡は私のものではない。私の指示によって誰かが作成したものである。切り捨てられた頁は、航海の問題と他の頁に転記された記載とを含んでいた。要請次第、それを見せることができる。最初の頁の冒頭の金額（五六ドル）はテイバー氏が様々な場合に受け取った金額の総計に相当する。テイバー氏にいくら受け取ったかと質問することより、私は、この金額を知り得たのである。

法廷に対して。私は、どこでテイバー氏と口頭で共同経営の提携をなしたか記憶していない。はしけを管理する前にテイバー氏がその金額の金を取得していたので、私は、残金の一〇〇ドルを支払わなかった。我々は、はしけを管理して、使用することに同意した。テイバー氏ははしけの総量を記録することになって、我々は毎月清算することにしていった。口頭の合意は、

はしけを除く他の事柄には全く無関係である。台風が来る二、三日前まで、私は、水先案内による利益の半分を手渡さねばならないと感じたことは全くない。私は、個人的債務の支払にその金を使用した。こののち、私は、私が得た金を商会に入れるつもりになったが、これは、合意によって私がそうしなければならなかったというわけではない。我々の合意以後、テイバー氏が個人的に若干仕事をしていたことを、彼から私は聞いていた。

署名 トーマス・ホスフォード

これで原告のための陳述を終了する。

C・H・テイバーは正式に宣誓して証言した。口頭の合意は船上でなされた。我々は、はしけをもっとも有効に使用しようとしていた。彼が水先案内人として働くことが合意された。六月以来、彼は合計して一ヶ月間を除いて、決して仕事に本腰を入れなかった。

船上での合意を、ホスフォードとテイバーは法廷で朗読した(文書A)。

五月一〇日に、我々は、各自四〇〇ドルを支払った。七月二八日に、私は自分自身で第二回目の金を支払った(二〇〇ドル)。水先案内その他の個人的事柄についてはいかなる合意も

なかった。共同事業以外のことをすべきであるということが我々相互の合意であった。一〇月末に、私は、ホスフォードに未払の勘定を集金する権限を与えた。私は、彼にはしけ以外のことには関係したくないと言った。私は、台風以後の帳簿を記録した。以前にホスフォード氏の帳簿を見たことがあるが、それが私の所有にあったことは決してない。

(切り捨てられた頁に関して、被告とランダース氏による署名の記入に注意が向けられた。)

私は、その頁のついた帳簿、少なくともその部分を確かに見たと思う。それらは、給水船とはしけとの記載を含んでいた。台風のと、我々は、はしけの水止めを監督した。四五ドルは、原告によって記載されたのであるが、説明はなかった。そのホースは、カーヴィ商会へ共同資金によって支払われた。私は、それを売る権限を共同経営者には与えなかった。それを売ったと聞いて、私は、不同意を表明した。ボード (Board) 氏⁽²³⁾のいるところで、私は原告にそのホースはどこにあるかと聞いたところ、彼の口ぶりから、錨と鎖のあるところにあると思っただのである。二、三分後に、彼が再び私に近づいてきたが、その口ぶりから、売ったか質に入れたかだろうと思っただのである。ホースの喪失により英国軍艦にそれを供給することができ

なかったので、我々は五〇ドルをもうけそこなったのである。原告は、有能かつ勤勉には働かなかった。彼は仕事を怠り、私ならびに彼自身の評判を悪くしたのである。はしけは非常に悪い状態にあった。現在三艘あって、一艘は原告の怠慢により、失われてしまった。はしけについての怠慢によりボード氏は、私に対し訴訟を提起した。私は、提出されている帳簿が私に関する限り正確であると信ずるが、数頁の喪失によりそれらを完全なものとすることはできない。

二月一五日午後二時まで延期された。

原告に対して。あなたは、いくつかの貴重品を携えて大阪へ行った。私は、この運送賃を一切受け取らなかつた。二月以前に私があなたの帳簿を所持したことは決してないと繰り返し主張したい(文書B。帳簿を要求する被告から原告あての手紙)。あなたが全く説明しなかつた約四〇ドルについて、それが私の帳簿には記載されていることを、私は昨日陳述した。あなたがバラストを船積みした際、私のいる前で、スコット氏は、あなたにバラストをはしけに積み過ぎていると言った。あなたは、強い口調で彼にそれは彼の仕事ではないと言った。あなたは、反り(東部の)外側にはしけを停泊させた。あなたは、自ら私にそう言った。それゆえ、私は、はしけの損失の原因があなた

料の不注意にあると考えている。私は、五〇ドルの損失がホースの紛失によるものと考えている。私は、ドモニイ商会から一四六ドル六〇セントを受け取った。あなたは帳簿について照会したので、そのたびごとに私はあなたの帳簿について照会したのである。荷役作業は私の個人的事業である。私は決してしけを沈めなかった。一月一日に一艘のはしけが沈んだ。これ

資

はあなたの失敗によるものではない。二、三の場合に、私は、給水船とはしけの廻送のためにスコットを派遣したことがある。あなたは、私の弟がそれらに何の関係もないという言葉を送り返してきた。私個人のはしけを手に入れることができなかつたから、私は、他人のはしけを使用せざるをえなかつたのである。

法廷に対して。領事を通じて、私は、原告の帳簿についての照会を行った。その前に、私は、その件について四、五回原告に要請した。一月二四日ごろ、私は、弟からそれを受け取った。計算書作成のために帳簿が必要だと私は原告に言ったのである。彼の返答は、彼が帳簿を全く持っていないということと、私がそれを持っているということであった。私の知りうる限り、帳簿が真正であると私は信じている。適切に帳簿が作成されるまでは、原告が共同経営に借金があるかどうかということ

はできない。彼の帳簿を手にするまでは、私は帳簿は作成できなかったのである。

署名 C・H・テイバー

両当事者が現時点での計算書を持ってくる予定になっていた。二月二一日午前一〇時まで延期となった。

二二日に原告が出廷し、主張が撤回されたと陳述した。その後被告が出廷し、彼もこの訴訟の撤回に同意したことを通告した。

訴訟費用は折半とする。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(39) J・コリンズ対M・エルマン

オーストリア人

女王陛下の上訴裁判所

兵庫 一八七二年二月二一日

J・コリンズ(Collins)

対

M・エルマン(Ellman)

借地権の売却によって支払うべき

金四六四ドル

被告は、請求を認諾するかとの問いに、「否」と答えた。

J・コリンズは正式に宣誓して証言した。一八七一年二月に、被告は、私に借地権を買わないかと頼んだ。それが永代借地権であるならば買うと彼に言った。賃貸借契約書を見せたので、私は始めから終わりまで目を通した。私は、彼に、それがギンズバーグ (Ginsberg) がコーンに売却した借地権と同一のものであり、その借地権は後から期間が五ヶ年にすぎないということが判明したものであると述べた。エルマン氏は、借地権が永久的なものであることを保証すると言った。書面で保証してくれないかと私が頼んだところ、彼は「はい」と言ったのである。私が合意された借地権の購入代金三五〇ドルを支払った際に、彼は、借地権が永久であるとの保証書に署名したのである(文書A)。特に、彼は、私に彼がその日から一五日間店に留まることができ、旨を領収書に書いてほしいと頼んだ。定められた期日までに、私は、毎回三ヶ月分の借地料を日本人に支払った。私は、修繕についての大工の領収書もまた提出する。後になつて、私は、別のグループに借地権を売るために調査した。そこで、ある日本人に、借地契約書を見せたところ、彼は、それに目を通してから、その期限が五ヶ年にすぎないと言ったのである。それから、私は、地主のところへ行って、この借地

権は何年のものとして作成されたのかと聞いた。彼は、五ヶ年の間だけであると言った。私は、彼にそのとき以後も借地権は授与されることになっているのかどうかと質問した。彼は、「いいえ。私は、期間経過後は土地を返還してほしい」と言ったのである(契約書は提出済)。

被告に対して。あなたは、店の備品を含めて永久借地権を三五〇ドルで私に売却した。

法廷に対して。被告の署名のある文書によって十分保証されていると考えていたので、私は、後に至るまで契約証書の日本語訳の意味を決して調べなかったのである。

署名 ジョセフ・コリンズ

M・エルマンは正式に宣誓して証言した。二月に、私は、ピョートルポフスキー (Piotrowsky) 氏に私の全財産を与えた。私の店のそばを通ったときに、原告は、当該借地権を売りたいのかどうかと私に聞いたのである。私は、彼に四〇〇ドルで借地権を売りたいと言った。そこで、私は、三ヶ月分の借地料を前金で支払ってきたということ、備品も含めたいということとを明らかにした。彼と話がついたときに、私は、地主の許へ行って、原告に家を買ったことと、三ヶ月後に地主が原告から地代を受け取るようになるということとを地主に告げたので

料

ある。そのあと、私は、ビョートローフスキーのところへ行って、委任状の家に關する条項は削除するようにと彼に伝えた。

資

原告に対して。商売をやっていたときに、私は、兵庫ニューズを購読していた。私は、あなたに借地権の譲渡後一五日間家に滞在するという条項を挿入するように頼んだ。

事実認定

日本人所有者の署名はないが、それによって借地権が譲渡された英文の賃貸借証書は、その不動産が永久に保有されるべしと明記されているが、日本文の証書、所有者の署名があるので唯一法的に有効な証書は、五ヶ年の期間満了後には土地が返還されねばならないと定めている。被告より原告への領収書は、売却された借地権が永久的なものと想定されており、そのようなものとして言及された金員が支払われたことを示している。

判決

それゆえ、被告は、期日より一四日以内に永代借地権を原告に与えなければならぬ。それがない場合には、裁判所は、必要な修繕費と、一八七一年二月八日以来被告の所有にある金員の利息とを含む請求された金員が原告に返済されるべしと判決する。訴訟費用は被告の負担とする。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(40) R・L・リビングストン対J・ウッド

No 18 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月二二日

J・J・エンズリー様の前で

R・L・リビングストン(Livingston)

対

J・ウッド(Wood)

食事代と宿泊費

一〇〇ドル

請求を認諾せず。

J・ウッドは宣誓して証言した。私は、原告による私に対する請求について全く知らない。横浜で、私は、時々彼のバーへ行ったが、支払はその都度すべてすませた。彼に借金は全くない。

署名 ジェームズ・ウッド

判決

請求は訴訟費用とあわせて却下する。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(41) A・モリス対J・ウッド

№19民事

A・モリス

対 食事代と宿泊費七九ドル

J・ウッド

請求を認諾せず。

J・ウッドは宣誓して証言した。支払をすべてすませてから、私は原告の家を引き払った。現在、彼には全く借金が無い。私に振り出された約束手形を手にしたことは全くない。

署名 ジェームズ・ウッド

F・クラッチレイは宣誓して証言した。被告によって横浜へ

集めるために送付されるべき七九ドルの約束手形を原告から受け取ったことを私は覚えていゝる。私は、それをまちがったところへ置いたが、手に入れることはできると思う。

署名 F・クラッチレイ

判決

請求は訴訟費用とあわせて却下する。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(42) アピン対J・H・ウィグナル

№21民事

女王陛下の裁判所

兵庫 一八七二年二月二二日

アピン(Apin)

対 週給一〇ドルの賃金三三三ドル

J・H・ウィグナル

原告を支持する欠席判決となった。訴訟費用は被告の負担とする。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(後記) 本稿は、昭和六三年度大阪経済法科大学研究補助

金助成による研究成果の一部である。

